

1 計画改訂の背景と目的

本町では平成15年度に都市計画の基本方針である「弟子屈町都市計画マスタープラン」を策定し、平成22年度に中間見直しを行ったところです。その後の人口減少の進行、環境問題の深刻化、甚大な被害をもたらす自然災害の多発など、私たちを取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。こうしたなか、本計画の計画期間が終了を迎えることや、上位計画である第6次弟子屈町総合計画の策定や北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が見直されたことから、これらの計画等との整合性を図り持続可能なまちづくりを推進するため、「弟子屈町都市計画マスタープラン」の改訂を行います。

2 計画の位置づけ

都市計画マスタープラン（都市計画法 第18条の2）は、総合計画等における都市の将来像の実現に向け、町が行う都市計画の方向性を明らかにし、将来の土地利用の方針や、道路、公園、公共施設などの整備を行う上での指針となるものであり、その役割は以下の通りです。

- ・ 目指すべき都市の将来像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの方向性を具体的に示すことで住民の理解を深めます。また、策定過程において住民の意見収集や策定後の公表により、都市計画への協力や参加を容易にします。
- ・ 町が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないことから、このプランは、土地利用、都市施設、都市環境など「都市計画決定・変更の方向を示す指針」となり、これにより合理的、効果的な都市計画を進めていきます。

3 計画改訂にあたって

（1）計画期間

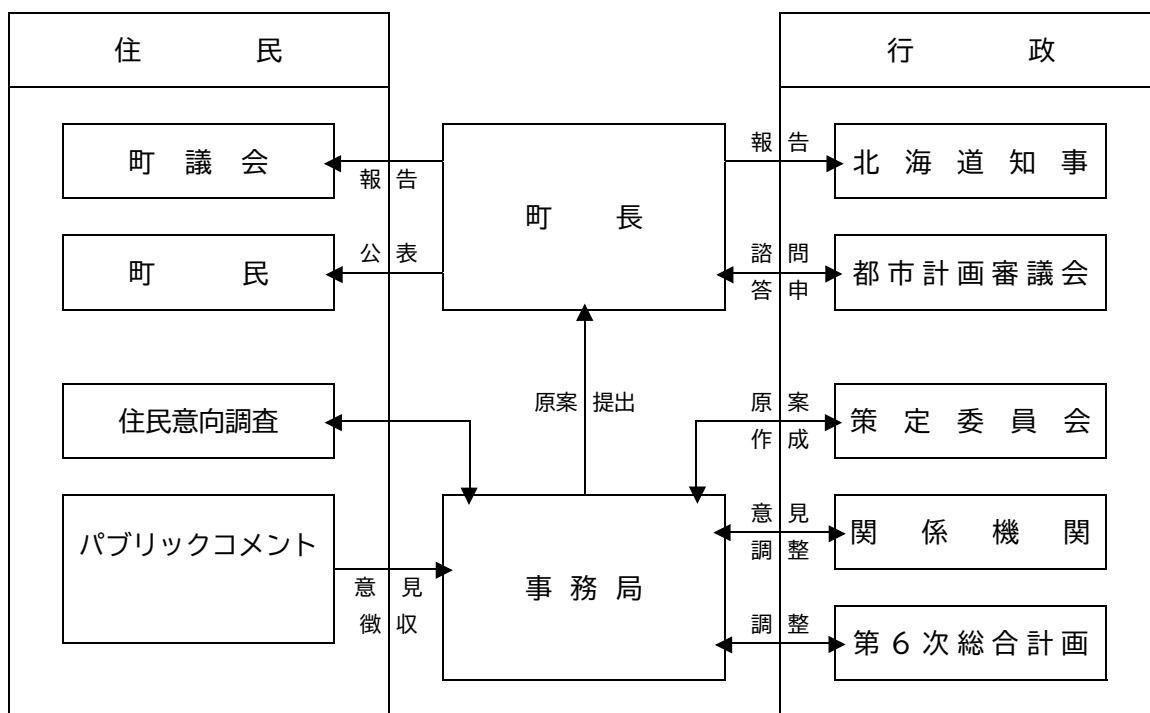
本計画の計画期間は令和5年(2023年)から概ね20年後の令和25年(2043年)とします。また、社会情勢の変化や上位計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、弟子屈町総合計画など)の改定があった場合は、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行うものとします。

（2）対象区域

本計画の対象区域は、都市計画に係る各種の施策を合理的、効果的に展開していくために、将来的な都市づくりの基本方針を示すという本計画の役割を踏まえ、弟子屈町都市計画区域(約3,192ha)を基本とし、詳細計画は用途地域指定の範囲とします。

(3) 計画策定体制

本計画の策定体制は以下の通りです。



(4) 改訂の進め方

①状況変化の把握

このたびの改訂にあたっては、都市計画関連の他、経済、教育、福祉など、広い分野の平成22年度以降の状況変化の把握や各種計画の見直しとの整合、上位計画である「第6次弟子屈町総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図るための整理を行う計画としました。したがって、新しい「第6次弟子屈町総合計画」（令和4年度から）等との整合性や社会経済情勢の変化をふまえながら、計画改訂を行っていきます。

②まちづくりの理念

平成22年に見直したマスタープランの「まちづくりの理念」「まちづくりの基本姿勢」については、長期的な観点から設定したものであるため、基本的な考え方は継承し、社会情勢の変化に合わせた文章整理としました。

③まちづくりの新たな課題

現計画の評価を行い、まちづくりの新たな課題やさらに対策が必要な課題を整理し、理念、基本姿勢を継承・精査しつつ、これらに基づく基本目標、基本方針の見直しを進めました。

④基本目標及び将来都市構造について

総合計画での基本理念を踏襲したまち（都市）づくりの基本姿勢、基本目標を設定し、目標実現のための将来都市構造を図に表示しました。また、市街地内の特性を明確化するため新たに地域別構想を追加設定します。

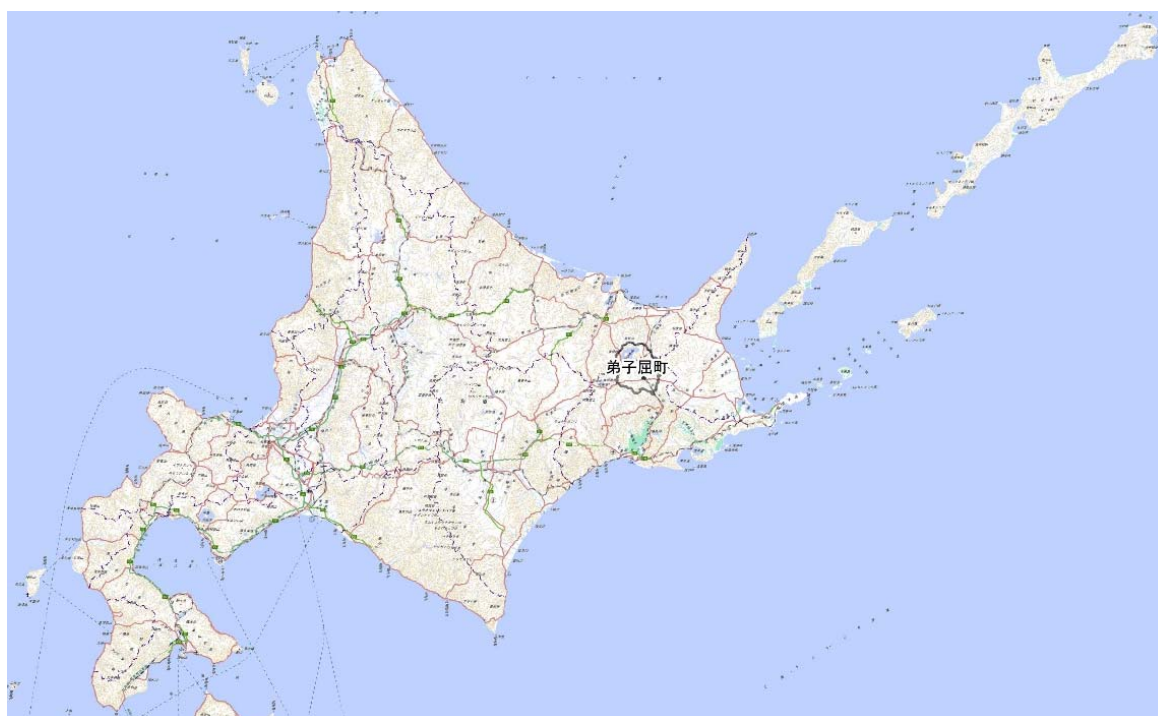
第1章 弟子屈町の現況等

1 弟子屈町の地域特性

1-1 位置と面積

弟子屈町は、北海道東部の釧路総合振興局管内の北部に位置し、東経144度13分から144度36分、北緯43度23分から43度42分の地点にあり、面積774.33km²を有しています。

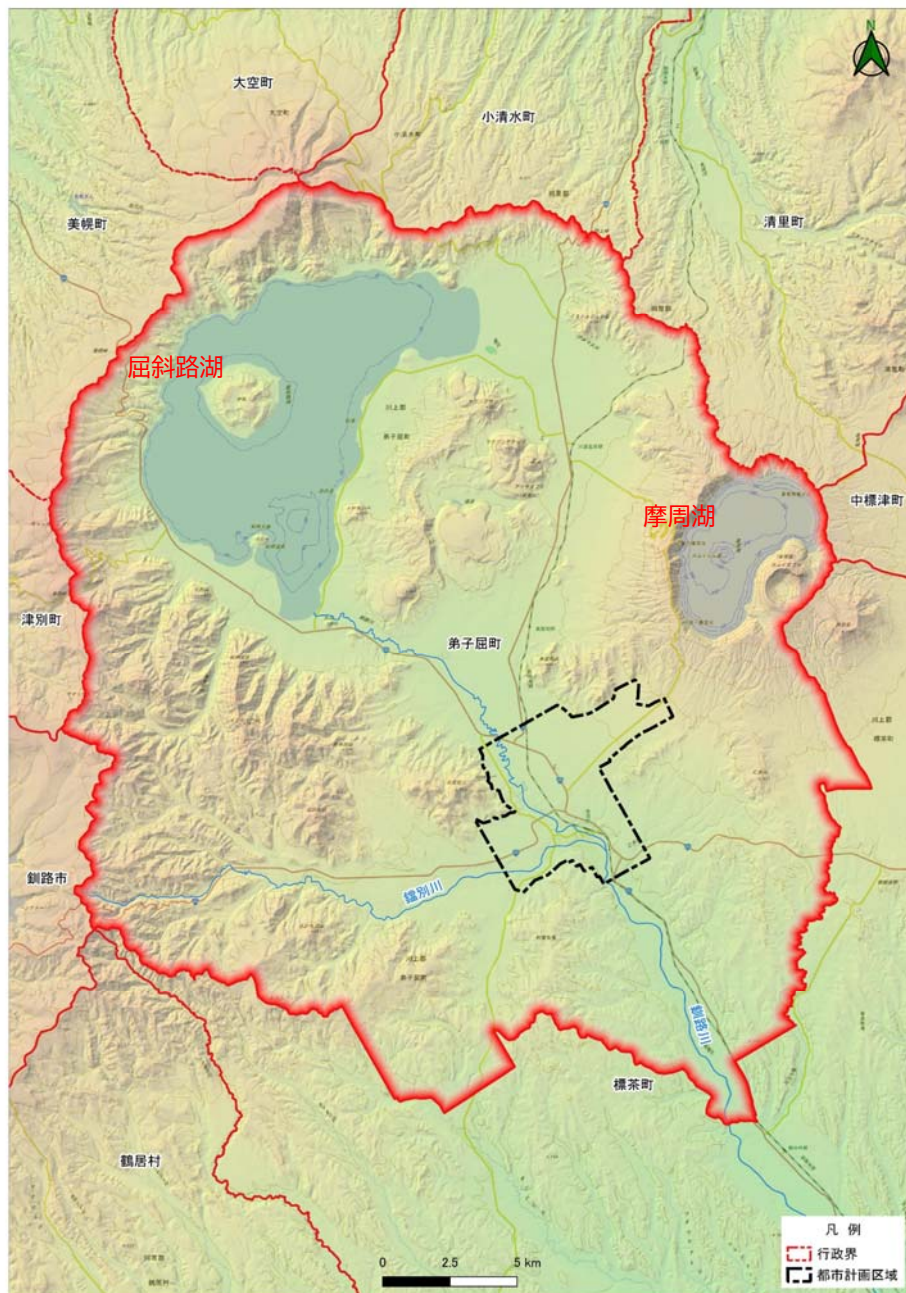
北部はオホーツク総合振興局管内の津別町、美幌町、大空町、小清水町、清里町、東部は根室振興局管内の中標津町、南部・西部は釧路総合振興局管内の釧路市、標茶町、鶴居村に隣接しています。



1-2 地勢

弟子屈町は、透明度において世界有数の摩周湖、日本一の大きさを誇るカルデラ湖の屈斜路湖や、硫黄山（アトサヌプリ）など魅力ある自然が多くあり、この一帯は阿寒摩周国立公園に指定されています。弟子屈町の西側には雄阿寒岳や阿寒湖、南側は標茶町を経て釧路湿原が広がっています。

また屈斜路湖に源を発する釧路川が本町中央部を流れており、全体として平地が少なく起伏の多い地勢となっています。地域の約70%は山林地帯で農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川を始め各河川の流域に散在し、酪農を中心として、草地、放牧地及び馬鈴薯、てん菜、小麦畑として主に利用されています。市街地は釧路川と釧別川の合流地点に位置する平坦地となっています。

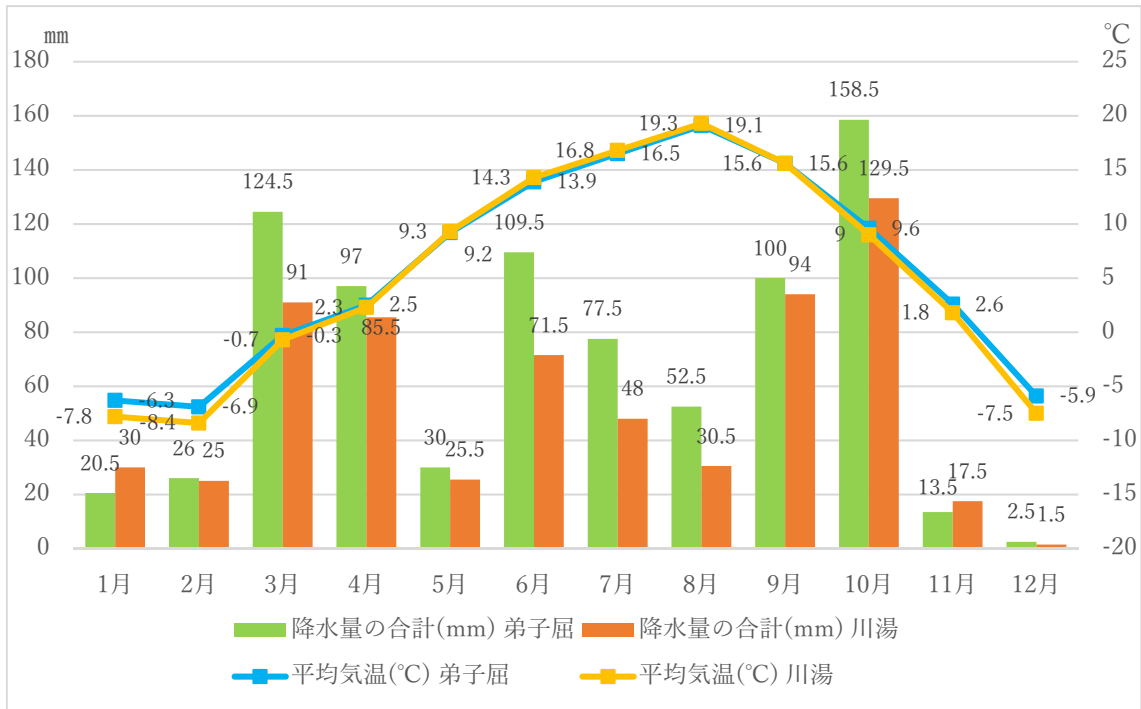


資料：国土地理院

1-3 気候

弟子屈町の年間平均気温は弟子屈で5.8℃、川湯で5.3℃と比較的冷涼であり、年間降水量は弟子屈で812mm、川湯で649.5mm（令和2年）となっています。また、降雪量は50～100cmと比較的少ない反面、冬季の冷え込みが厳しいため土壌の凍結が著しく、また、初霜、晩霜は変動が激しく、年により大きな霜害を被ることがあります。

月別気温・降水量（令和2年）



資料：気象庁

1-4 沿革と特性

弟子屈町は、弟子屈市街地と川湯温泉・川湯駅前・美留和等のその他の集落からなり、その沿革と特性は以下の通りです。

- ・弟子屈市街地は明治23年の駅通所の設置に始まり、明治28年には殖民区画に決定され、当初農地でしたが、現在は弟子屈町最大の市街地として、JR摩周駅を中心に、国道391号、241号、243号をはじめ主要な幹線道路が縦貫し、サービス面では公共施設や医療・福祉施設が集中する、あらゆる意味で弟子屈町の中心といえます。
- ・川湯市街地は明治31年に温泉旅館が開業し、当初入植者の湯治利用が中心でしたが、その後、昭和3年の国鉄釧網線の部分開通に伴う川湯・跡佐登間の道路の完成、昭和5年の川湯駅新設による駅と川湯温泉間の道路の連絡、そして昭和9年の阿寒国立公園の指定等をステップに、摩周湖と屈斜路湖を結ぶ観光ルート上に位置するという立地条件の良さから、弟子屈町第1の保養地・観光地として発展してきました。また、川湯駅前市街は、明治20年に跡佐登にて硫黄採掘が開始され、翌年には硫黄運搬のため跡佐登～標茶間に北海道で2番目の鉄道が敷設され、当初貨物専用でしたが明治25年には入植者の増加と利用の要望の高まりから一般旅客の営業もはじまりました。その後硫黄山は明治29年に採掘中止したため鉄道も運休となりました。その後、鉄道も昭和5年に釧網線弟子屈・川湯間が開通され、現在の川湯市街地のゲートの位置づけにあります。
- ・美留和市街は明治28年に殖民区画決定され、明治36年に道内在住の開拓経験者が入植し、その当時から林業と農業（酪農）の里として今に至っています。また、林業・農業以外にも昭和2年に鮭鱒のふ化場が設置され、弟子屈では唯一の第1次産業中心の市街となっています。

2 都市の現状

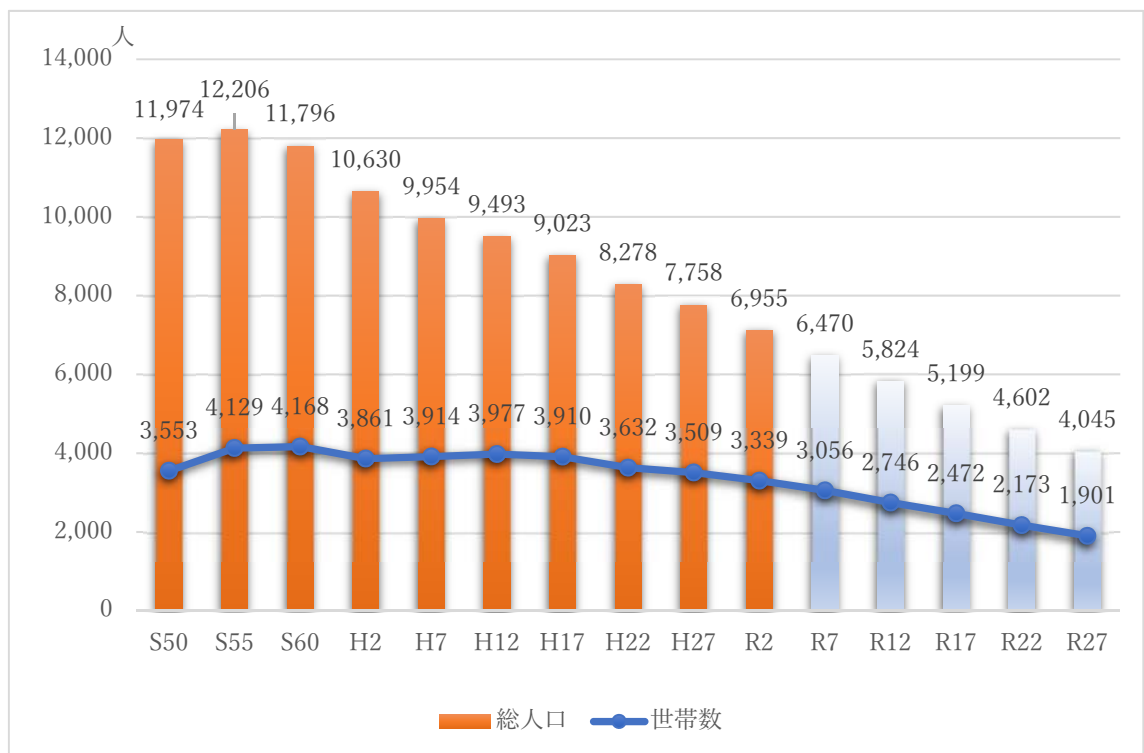
2-1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による人口と世帯数の推移をみると、人口は昭和55年の12,206人から減少を続け、平成27年は7,758人、令和2年は6,955人となっています。世帯数は、昭和55年以降、4,000世帯前後を推移し続けていましたが、近年は減少傾向にあり、令和2年の世帯数は3,339で平均世帯人員は2.08人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年国勢調査に基づく推計によれば、将来人口は令和27年に4,045人まで減少すると予測されています。

人口・世帯数の推移と予測



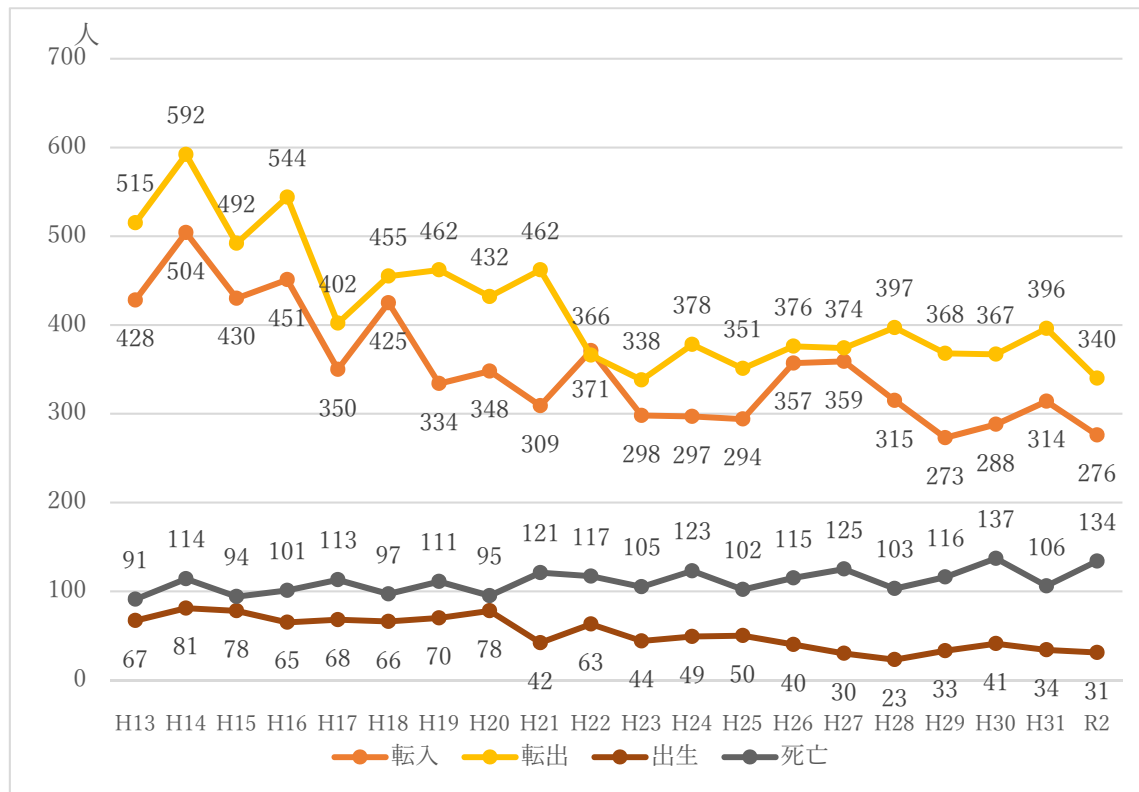
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 人口動態

この30年の社会増減の推移では、平成22年を除き転出が転入を上回っています。また転出、転入者数ともに減少傾向でしたが、ここ10年では概ね横這いとなっています。

自然増減の推移では出生者数が減少傾向にあり、直近10年で半減している一方、死亡者数は100人前半で推移しており、自然減の人数が大きくなっています。

人口動態の推移



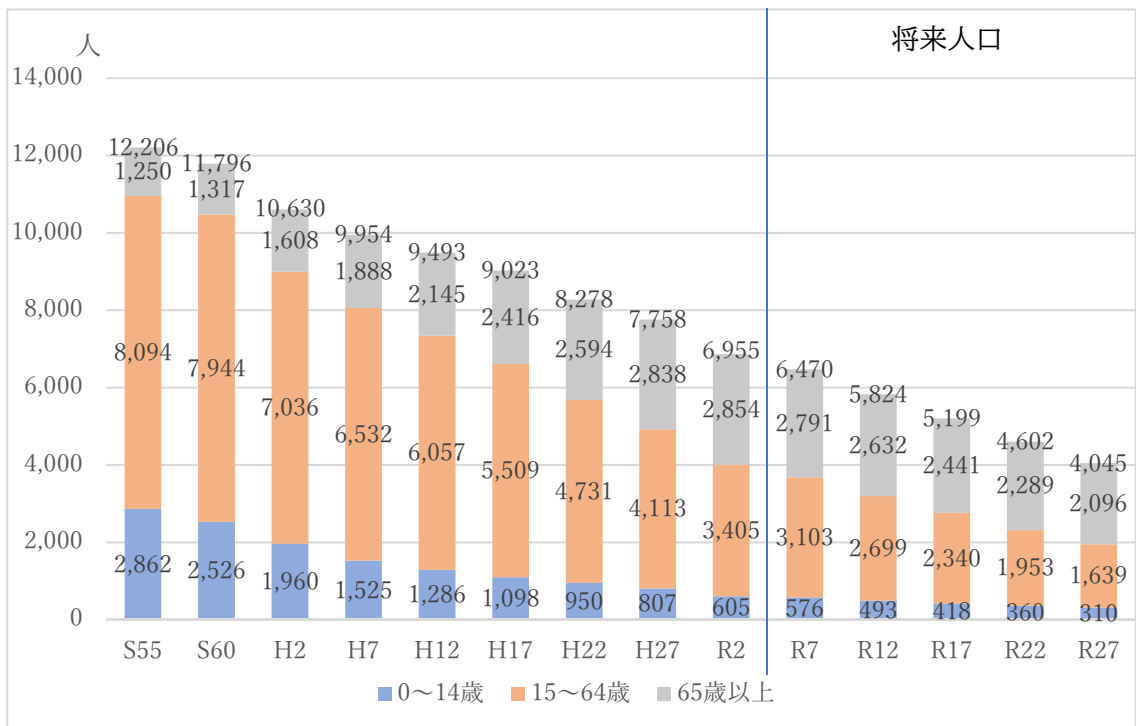
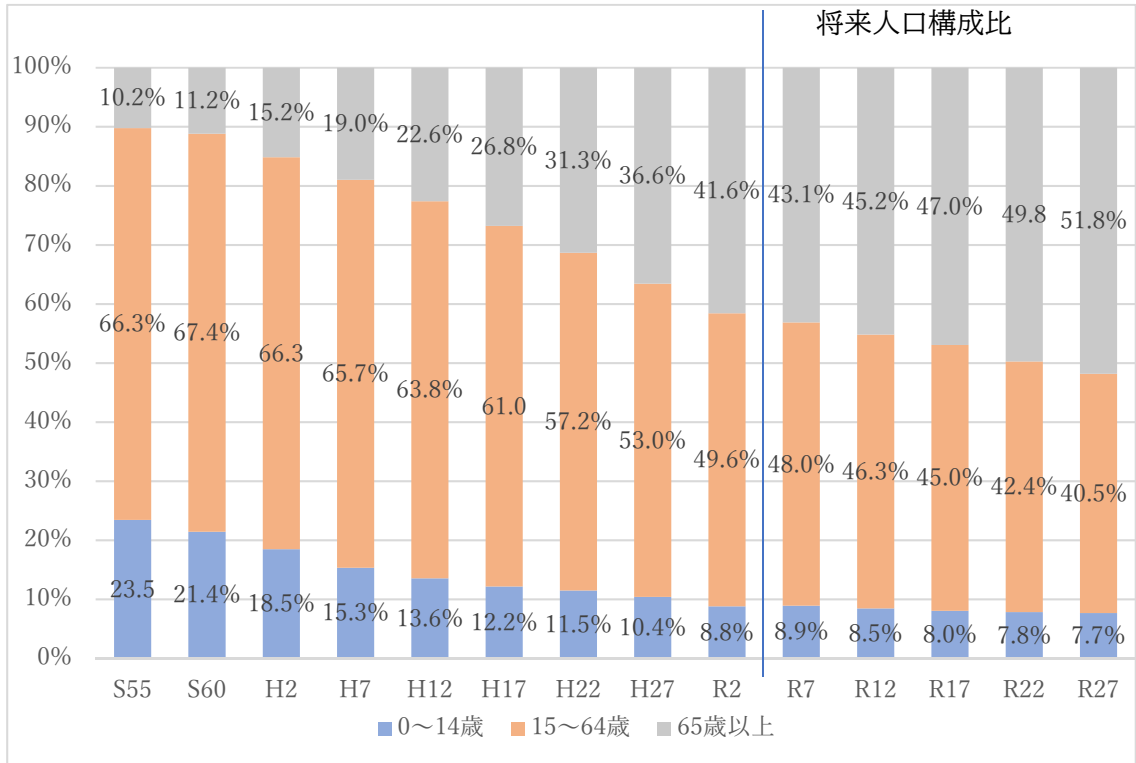
資料：住民基本台帳(令和2年度)

(3) 年齢別人口構成

国勢調査による年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加を続けており、令和2年で41.6%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年国勢調査に基づく推計によれば、令和27年の高齢者人口の割合は、50%を超えると予測されています。

年齢別人口構成の推移と予測



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(4) 地域別人口

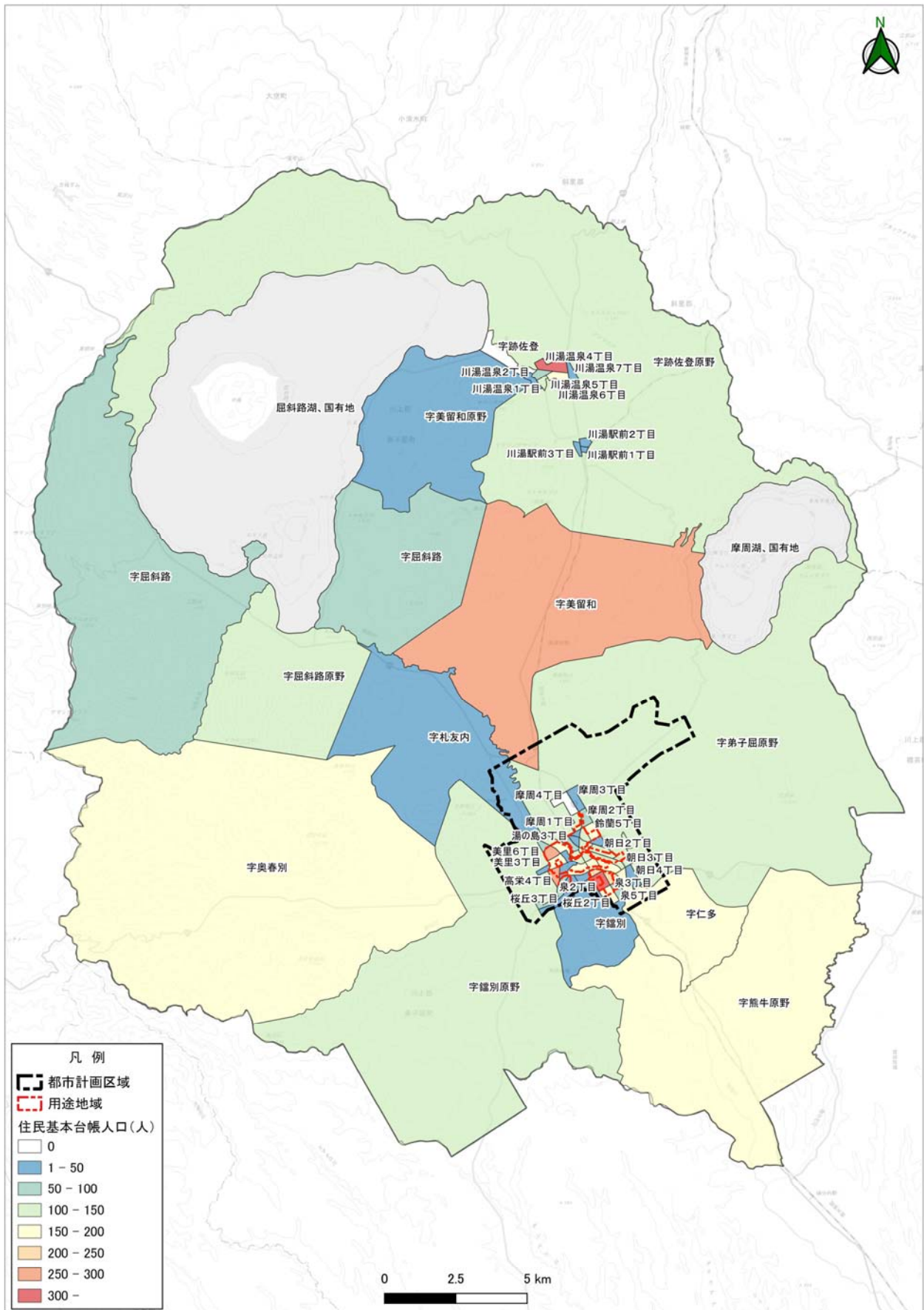
地域別人口では、摩周地域が行政区域人口の8割を占めており、さらに町丁名が定められている弟子屈市街地で6割以上を占めており、川湯温泉と合わせると約76%となり、摩周・川湯の両市街地に集中していることがうかがえます。

地域別人口表

地域名称	字別名称	人口	割合 (%)	世帯数
摩周地域	弟子屈市街地 (各丁目)	4,457	64.69	2,464
	字鑑別原野	69	1.00	32
	字鑑別	24	0.35	10
	重内	4	0.06	2
	最栄利別	27	0.39	19
	御卒別	19	0.28	10
	字奥春別	177	2.57	90
	字札友内	48	0.70	21
	字美留和	271	3.93	143
	字弟子屈原野	111	1.61	58
	字仁多	180	2.61	76
	字熊牛原野 (南弟子屈)	152	2.21	93
	小計	5,539	80.40	3,018
屈斜路地域	字屈斜路	176	2.55	92
	字屈斜路原野	126	1.83	67
	小計	302	4.38	159
川湯地域	川湯温泉	807	11.71	515
	川湯駅前	99	1.44	54
	仁伏	33	0.48	17
	字跡佐登	110	1.59	42
	小計	1,049	15.22	628
行政区域人口		6,890	100.00	3,805

資料：住民基本台帳人口(令和2年度)

【地域別人口分布図】



2-2 土地利用

(1) 行政区域の土地利用

弟子屈町の行政区域面積は77,433haで、地目別面積ではその他（国立公園など）の占める割合が68.1%である他、畑・牧場が15.7%を占めるなど、自然環境の保全と農業を主体とした土地利用がなされています。

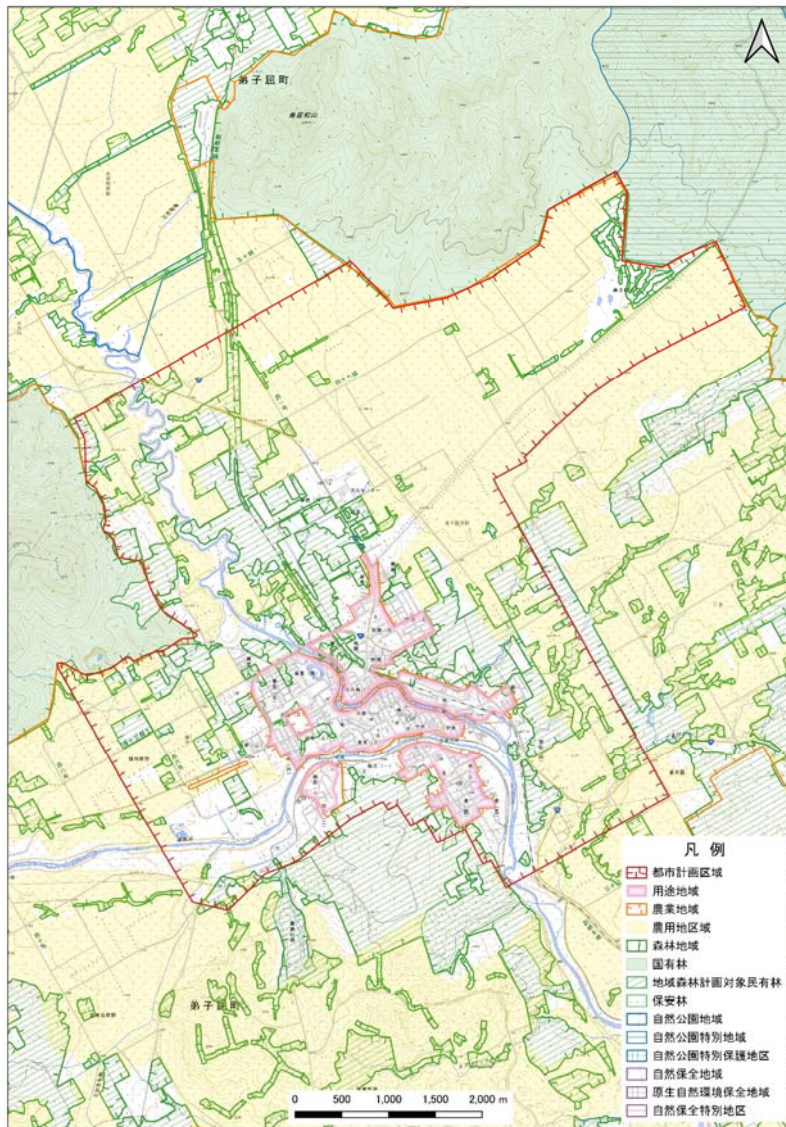
行政区域地目別面積（ha）

地目	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積 (ha)	—	9,389	530	0.07	—	6,210	2,761	5,076	721	52,746	77,433
割合 (%)	—	12.1	0.7	0.0	—	8.0	3.6	6.6	0.9	68.1	100.0

資料：北海道総合政策部地域行政局市町村課「固定資産の価格等の概要調書」

また、都市計画区域周辺における国土利用計画法に基づく五地域区分の状況は以下の図のようになっています。

【土地利用基本計画図】



資料：国土交通省

(2) 都市計画の推移

①都市計画区域

弟子屈町の都市計画は、昭和26年に都市計画区域が指定され、その後土地利用、都市施設、市街地開発事業などについて市街地の発展に併せ変更等が行われてきています。

土地利用のうち、都市計画区域は昭和50年に見直しが行われた後、令和2年に面積が精査され、現在3,192haとなっています。

弟子屈都市計画区域	市町村名	範囲	規模	当初決定年月日 最終決定年月日
	弟子屈町	行政区域の一部	約3,192ha	S26.6.20 道 S50.3.31 道959

②用途地域

用途地域は昭和43年の新都市計画法の施行に伴い当初決定がなされ、平成4年の都市計画法の改正（用途地域の細分化）による見直しや、平成28年の変更により現在302.3haで決定されています。

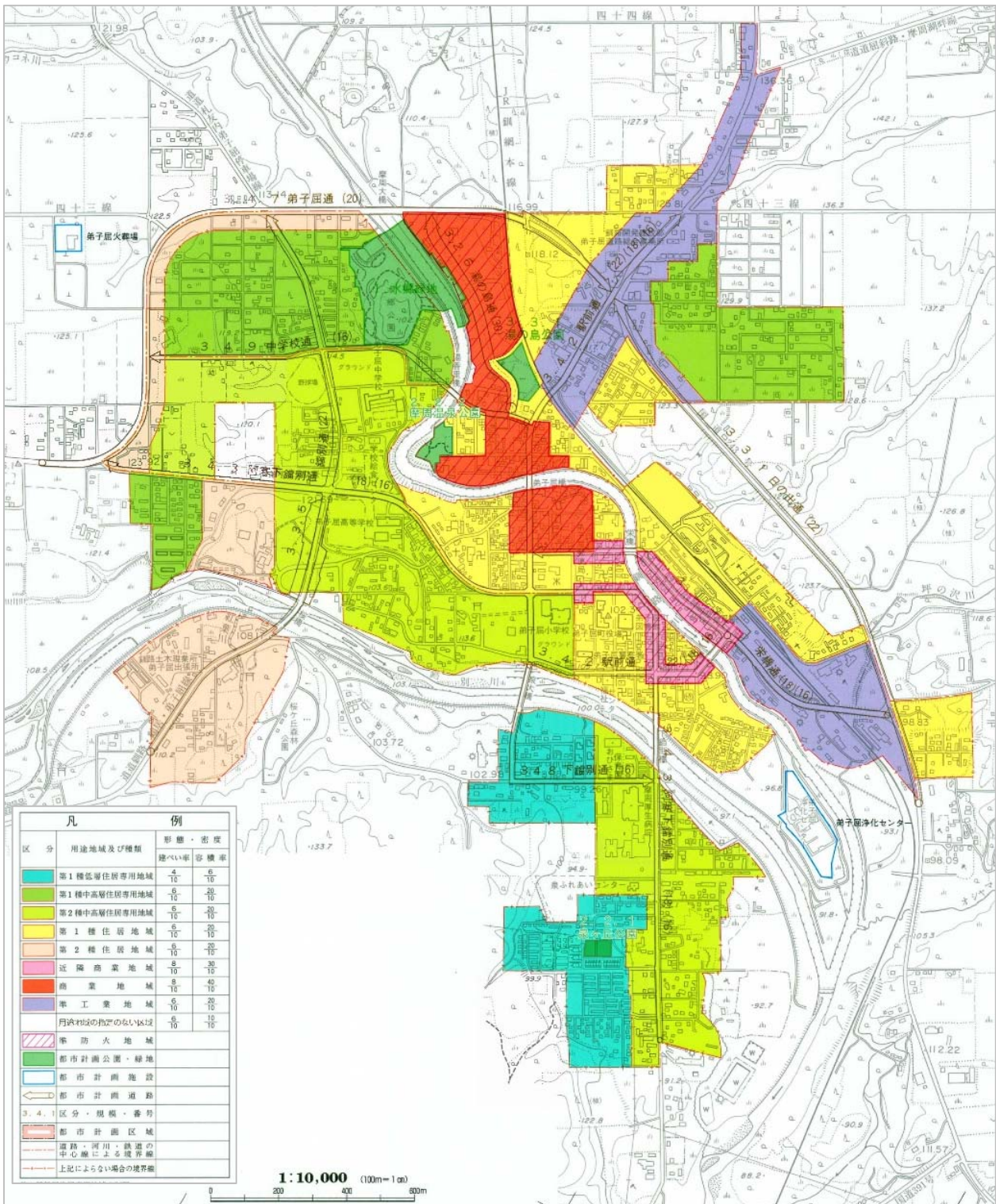
用途地域	面積(ha)	構成比(%)	当初決定年月日 最終決定年月日
第一種低層住居専用地域	21.0	6.9	S50.4.1 町10 H28.11.1 町54
第一種中高層住居専用地域	55.0	18.2	
第二種中高層住居専用地域	82.0	27.1	
第一種住居地域	59.0	19.5	
第二種住居地域	27.0	8.9	
近隣商業地域	6.3	2.1	
商業地域	19.0	6.3	
準工業地域	33.0	10.9	
計	302.3	100.0	

③地域地区等

用途地域域以外の地域地区としては、準防火地域25.0haが決定されています。

種類	面積(ha)	当初決定年月日 最終決定年月日
準防火地域(ha)	25.0	S50.4.1 町11 H28.11.1 町54

【都市計画用途地域図】



④用途地域内の人口

用途地域内で人口が多いのは泉2丁目、美里5丁目、高栄4丁目などの住居系地域でした。

人口密度は用途地域内全体で13.2人/ha、最も密度が高い地区が高栄4丁目で39.4人/haですが、都市計画運用指針（R3.11、国土交通省）が想定する中心市街地の人口密度40人/haを下回っています。

用途地域内人口・世帯数・人口密度

町・字名	面積(ha)		用途地域内(人)		用途地域内 人口密度 (人/ha)
	国調面積	内 用途地域面積	人口	世帯数	
朝日1丁目	22.8	13.4	130	66	9.7
朝日2丁目	24.2	13.2	127	73	9.6
朝日3丁目	4.8	7.1	57	30	8.0
中央1丁目	10	8.3	116	69	14.0
中央2丁目	14.9	10.9	154	86	14.1
中央3丁目	23.6	8.8	200	116	22.7
泉1丁目	7.0	6.9	240	135	34.8
泉2丁目	28.1	18.7	310	221	16.6
泉3丁目	16.7	10	191	97	19.1
泉4丁目	23.3	7.1	181	110	25.5
泉5丁目	17.5	3.4	69	36	20.3
桜丘1丁目	13.8	0.6	2	1	3.3
桜丘2丁目	47.1	9.4	29	16	3.1
桜丘3丁目	27.6	7.4	52	36	7.0
高栄1丁目	9.0	7.7	150	79	19.5
高栄2丁目	24.1	15.2	171	98	11.3
高栄3丁目	18.2	14.8	23	14	1.6
高栄4丁目	17.2	7.1	280	142	39.4
美里1丁目	8.5	8.2	42	22	5.1
美里2丁目	21.4	17.4	151	68	8.7
美里4丁目	19.0	15.6	197	102	12.6
美里5丁目	18.1	18.1	281	139	15.5
湯の島1丁目	4.0	3.1	114	70	36.8
湯の島2丁目	7.6	5.6	109	61	19.5
湯の島3丁目	14.2	12.1	66	34	5.5
鈴蘭1丁目	11.5	7.2	133	68	18.5
鈴蘭2丁目	8.8	8.8	29	17	3.3
鈴蘭3丁目	5.5	5.5	23	14	4.2
鈴蘭4丁目	12.1	12.1	124	68	10.2
鈴蘭5丁目	20.6	10.1	130	68	12.9
摩周1丁目	18.7	5.9	85	36	14.4
摩周2丁目	18.0	2.6	20	10	7.7
用途地域内		302.3	3,986	2,202	13.2

資料：住民基本台帳（令和2年）

⑤都市計画基礎調査

○用途地域別建築敷地の状況

用途地域内の住居施設の一棟あたりの平均敷地面積は450㎡/棟と広い傾向があります。

建築利用現況面積（㎡）

		全棟数	敷地面積	建築面積	延床面積	
商業	官公署施設	地方国家施設	10	31,644	2,439	0
		自治体施設	13	35,398	4,790	7,031
		小計	23	67,042	7,229	7,031
	専用商業施設	業務施設	75	84,651	11,700	15,076
		集合販売施設	2	1,509	847	847
		宿泊施設	23	28,265	7,763	19,425
		小計	100	114,425	20,310	35,348
	娯楽施設	興業施設				
		風俗営業施設				
		遊戯施設	1	396	349	894
		スポーツ施設	1	1,449	735	735
		小計	2	1,845	1,084	1,629
	店舗施設	専用店舗施設				
		専用店舗施設	47	47,759	12,731	14,517
		専用店舗施設				
		小計	47	47,759	12,731	14,517
商業系 計		172	231,071	41,354	58,525	
住宅	住居施設	専用住宅	1,544	626,571	118,994	136,768
		共同住宅	229	167,246	32,572	47,397
		一般店舗併用住宅	92	34,896	11,021	17,411
		事務所併用住宅	79	47,698	9,009	11,913
		飲食店併用住宅	2	903	345	506
		作業所併用住宅	6	1,116	1,120	565
	小計	1,952	878,430	173,061	214,560	
住宅系 計		1,952	878,430	173,061	214,560	
文教厚生	文教施設	教育施設	8	87,099	8,317	17,150
		研究施設				
		文化施設	12	13,540	2,054	2,624
		宗教施設	13	33,777	4,975	2,892
		記念施設				
		小計	33	134,416	15,346	22,666
	厚生施設	医療施設	7	52,984	1,249	1,640
		運動施設	1	2,724	519	519
		社会福祉施設	11	20,955	5,420	5,825
		厚生施設				
	小計	19	76,663	7,188	7,984	
文教厚生系 計		52	211,079	22,534	30,650	
工業	工業施設	重化学工業施設				
		軽工業施設	36	45,059	8,122	6,181
		サービス工業施設	3	188	322	164
		家内工業施設	5	3,829	915	728
		小計	44	49,076	9,359	7,073
	都市運営施設	供給処理施設	6	3,258	648	442
		運輸倉庫施設	42	17,592	4,922	3,961
		通信施設	2	1,757	601	668
		小計	50	22,607	6,171	5,071
工業系 計		94	71,683	15,530	12,144	
その他	農業施設	農業施設	2	1,085	650	931
		漁業施設				
		小計	2	1,085	650	931
その他系 計		2	1,085	650	931	

資料：都市計画基礎調査（令和3年度）

○未利用地、非可住地の状況

用途地域全体の未利用宅地率は9.8%であり、用途地域ごとに占める割合は第1種中高層住居専用地域が14.8%と最も高く、次いで多かったのは第1種低層住居専用地域の12.0%ですが、商業地域も10.5%となっており、商業地としては比較的大きな値となっています。

非可住地率（建築敷地は除く）は全体用途地域面積の約13%であり、可住地道路を加えたいわゆる公共用地率は約20%で比較的低い値となっています。

未利用地面積（㎡）

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域合計
未利用宅地	未利用宅地	25,904	81,505	50,561	55,852	18,652	5,901	19,958	36,725	295,058
	青空駐車場			3,831	12,135			2,331	6,603	24,900
	太陽光発電システム用地		179	559		1,296				2,034
	資材置場 or 太陽光発電システム用地	1,010			2,262	4,430			13,248	20,950
	野外運動場等 or ゴルフ場			47,291						47,291
	小計	26,914	81,684	102,242	70,249	24,378	8,232	26,561	49,973	390,233
未利用農地（田 or 畑）	整備済み農地	449		4,177	1,767					6,393
	小計	449	0	4,177	1,767	0	0	0	0	6,393
森林	現況樹林	22,580	9,656	57,474	32,235	59,083		13,253	9,806	204,087
	小計	22,580	9,656	57,474	32,235	59,083	0	13,253	9,806	204,087
原野	未利用原野	12,409	69,908	76,144	77,924	50,776		17,590	36,498	341,249
	小計	12,409	69,908	76,144	77,924	50,776	0	17,590	36,498	341,249
道路	可住地道路	24,172	63,550	49,118	69,792	23,235	3,638	19,053	24,192	276,750
	小計	24,172	63,550	49,118	69,792	23,235	3,638	19,053	24,192	276,750
非可住地 計		86,524	224,798	289,155	251,967	157,472	11,870	76,457	120,469	1,218,712

非可住地面積（建築敷地は除く）（㎡）

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域合計
道路	都市計画道路（整備済）	2,408		20,816	22,327	32,066	9,459	29,285	43,626	159,987
	都市計画道路（未整備）	2,627	15,168	42,126	12,644	5,426	8,678	1,840	7,816	96,325
	非可住地道路（都市計画道路以外）									
	小計	5,035	15,168	62,942	34,971	37,492	18,137	31,125	51,442	256,312
河川・湖沼等	河川・湖沼等					764			2,160	2,924
	小計	0	0	0	0	764	0	0	2,160	2,924
公園緑地	都市公園（都決公園）	3,078	47,332	5,952	17,709					74,071
	都市公園（都決公園以外）	1,499								1,499
	その他公園		2,006		743			687		3,436
	墓地									
	小計	4,577	49,338	5,952	18,452	0	0	687	0	79,006
自然地 or 水面 or その他	自然地 or 水面 or その他			4,383	21,387			3,802	16,927	46,499
	自然地									
	水面									
	その他									
	小計	0	0	4,383	21,387	0	0	3,802	16,927	46,499
非可住地 計		9,612	64,506	73,277	74,810	38,256	18,137	35,614	70,529	384,741

資料：都市計画基礎調査（令和3年度）

(3) 都市施設

①都市計画道路

都市計画道路は9路線、14.84kmが決定されていますが、令和2年で整備延長は9.29km、整備率は62.6%で、非線引き地域の72.0%、全道平均の79.9%を大きく下回っています。

路線番号	路線名称	計画延長(km)	整備済延長(km)	整備率(%)
3・2・6	湯の島通	0.66	0.66	100.0
3・3・1	日の出通	1.76	1.53	86.9
3・3・5	鑑別通	1.84	1.84	100.0
3・4・2	駅前通	2.12	1.37	64.6
3・4・3	阿寒下鑑別通	2.96	0.00	0.0
3・4・4	栄橋通	1.25	1.00	80.0
3・4・7	弟子屈通	2.32	2.32	100.0
3・4・8	下鑑別通	0.77	0.34	44.2
3・4・9	中学校通	1.16	0.23	19.8
合計		14.84	9.29	62.6

※駅前通には、駅前広場：摩周駅が3,700㎡で供用されています。

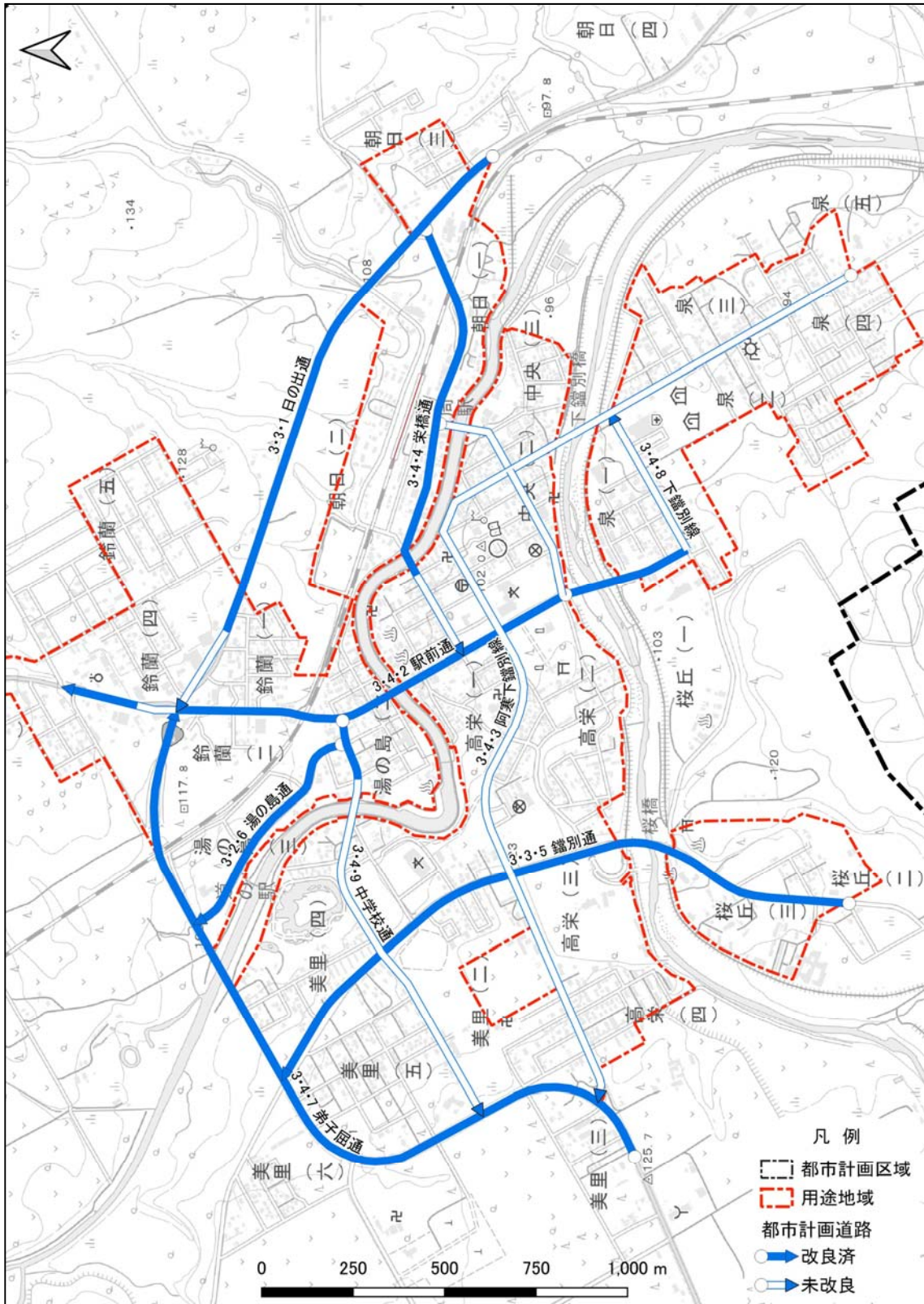
○都市計画道路の交通量（交通センサス）

弟子屈町内では国道3路線、道道4路線で交通量調査が行なわれており、釧路方面と美幌方面を結ぶ3・3・5鑑別通は増加傾向にあります。

都市計画道路の交通量（台）

都市計画道路	道路区分	調査箇所	平成17年	平成22年	平成27年
3・3・1 日の出通	国道243号	弟子屈町 鈴蘭	6,137	6,038	5,518
3・3・5 鑑別通	道道717札友内弟子屈 停車場線	弟子屈町 美里2丁目	1,232	1,192	2,855
3・4・3 阿寒下鑑別通	道道53釧路鶴居弟子屈線	—	3,161	3,551	3,464

【都市計画道路整備状況図】



資料：都市計画道路網の検証状況調査（令和2年度）

②都市公園

本町の都市公園は6か所あり、うち4か所が都市計画公園・緑地となっています。内訳は、近隣公園として3・3・1湯の島公園が整備されており、町民の憩い・レクリエーションの場として親しまれています。また、街区公園として2・2・1泉ヶ丘公園、2・2・2摩周温泉公園の2か所が整備されています。

また、水郷公園は都市緑地として、水や自然とふれあうことができる広々とした空間が整備されており、親子連れをはじめ多くの町民に親しまれています。

このほか、上記以外の都市公園として、おひさま公園、釧路川ふれあい広場が整備されています。

都市計画公園・緑地

公園名	種別	都市計画 決定面積 (ha)	供用面積 (ha)	所在地	設置年度
3・3・1湯の島公園	近隣公園	1.03	1.03	湯の島3-1-5	1994
2・2・1泉ヶ丘公園	街区公園	0.28	0.28	泉2-37-2	1976
2・2・2摩周温泉公園	街区公園	0.83	0.83	湯の島2-120-30	2013
水郷公園	都市緑地	7.90	5.40	美里4-138	1996

上記以外の都市公園

公園名	種別	供用面積(ha)	所在地	設置年度
おひさま公園	街区公園	0.53	泉1-50-2、1-50-5	1997
釧路川ふれあい広場	街区公園	0.18	中央1丁目117-4	2022

その他の公園・広場

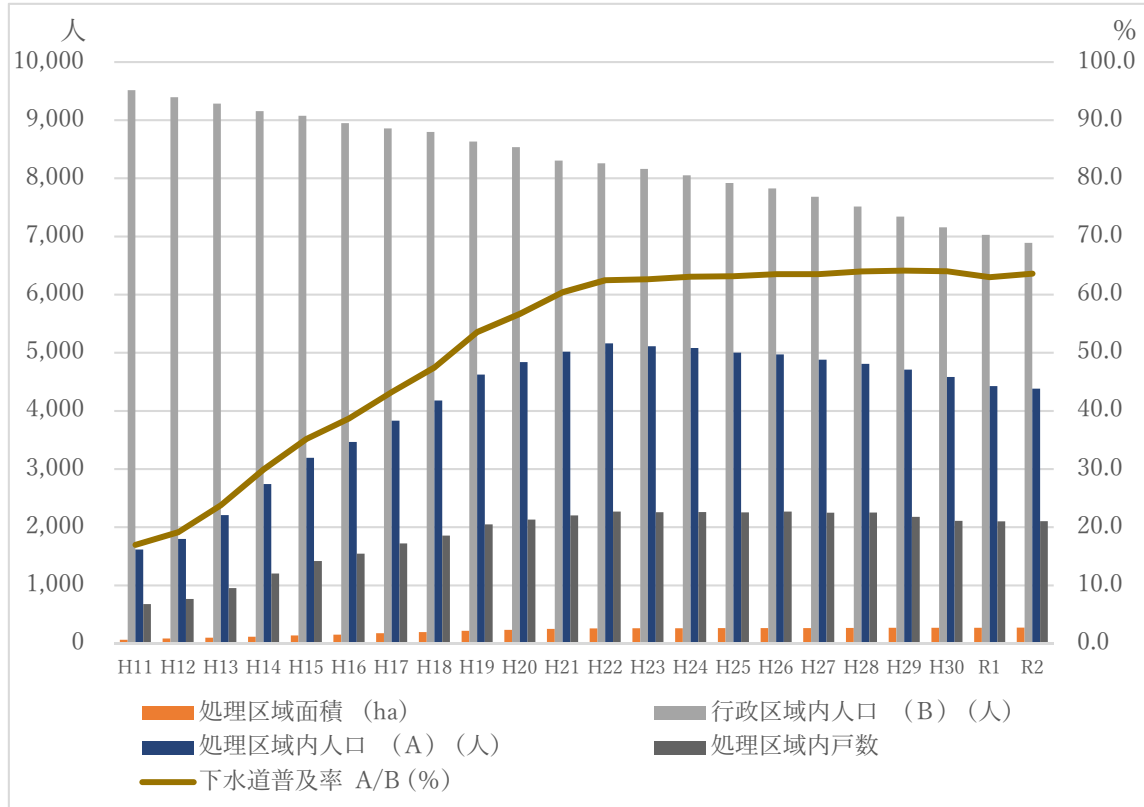
公園名	種別	供用面積(ha)	所在地
みはらし台児童広場	-	0.12	高栄4丁目6-1
すずらんこども広場	-	0.03	鈴蘭4丁目7-1

※その他公園の供用面積は図上計測による

③公共下水道

下水道事業計画区域は、平成30年度に見直しを行い、325.9haから302.3haへ変更しています。汚水管渠の整備状況は、令和2年度で整備面積約271.4ha、整備率にして約90.9% (271.4ha/298.7ha) となっています。

処理区域内人口は4,383人で、下水道普及率は63.6% (4,383人/6,890人) となっています。なお、下水処理は弟子屈浄化センターで行っています。



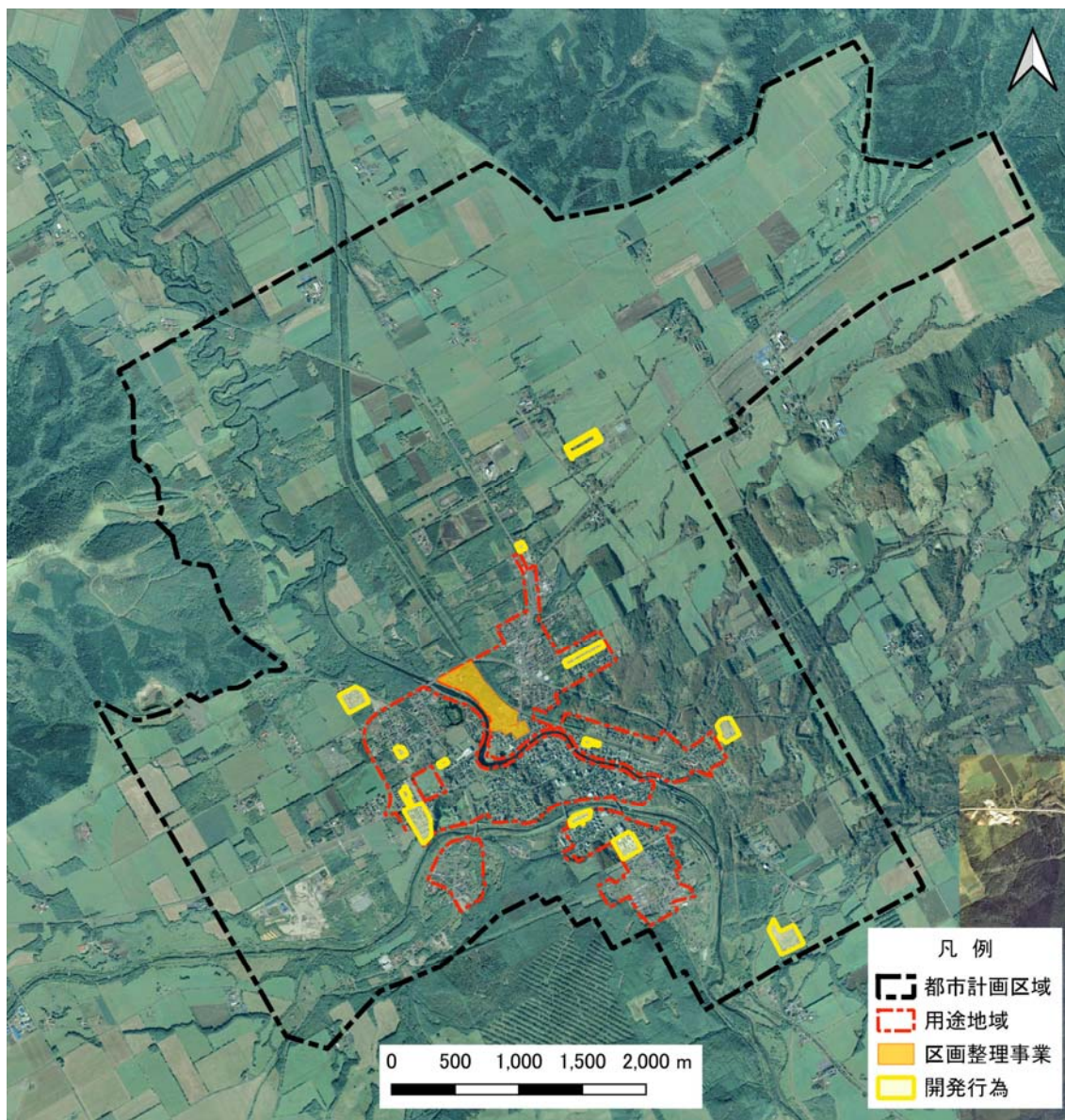
資料：弟子屈町

④その他の都市計画施設

その他の都市計画施設として、弟子屈火葬場（面積0.4ha）を決定しています。

(4) 市街地開発

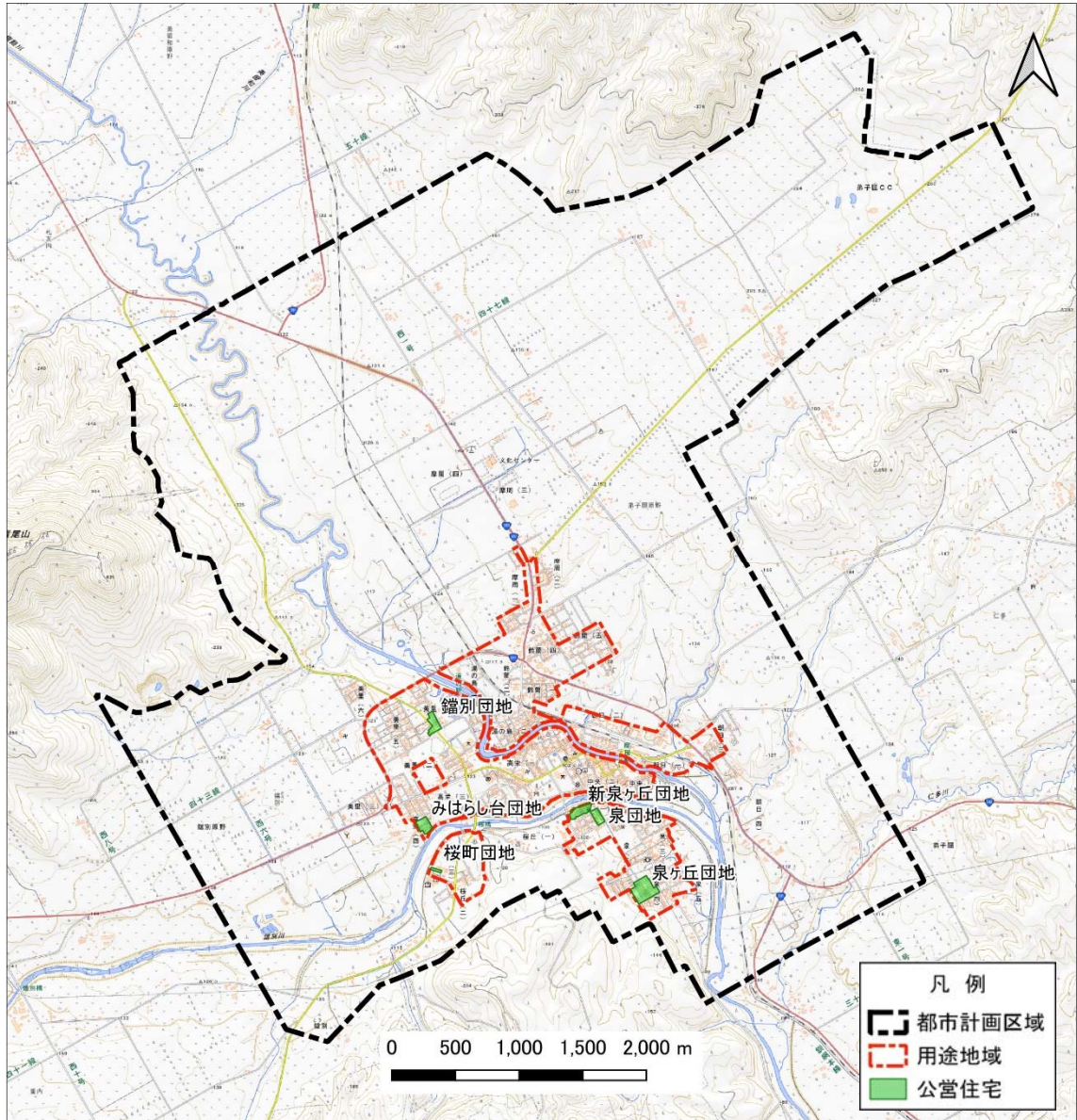
本町では、湯の島地区において、昭和57年から平成4年にかけて土地区画整理事業（公共団体施行 面積12.7ha）が行われ、商業環境・住環境の都市基盤が整備されています。このほか、住宅地の整備等を目的とした開発行為が用途地域の内外で行われています。



(5) その他

①公営住宅

平成28年度に拡大した用途地域内に新泉ヶ丘団地や鑑別団地を造成するなど、6団地あります。



②主たる公共公益施設

・町内には8の医療施設、役場・消防の2行政施設と小・中・高が7校、文化施設が6館、16の集会施設と14箇所のスポーツ施設、2か所の支援センターと4箇所の幼児、児童施設、11箇所の高齢者福祉施設があります。

●医療施設	
1	摩周厚生病院
2	医療法人共生会川湯の森病院
3	布施医院
4	医療法人社団信診連 弟子屈クリニック
5	医療法人社団和久屋美里クリニック
6	川湯歯科診療所
7	医療法人社団歯心会 富本歯科医院
8	高台歯科クリニック

●児童福祉施設	
1	子育て支援センター「ひなたぼっこ」
2	こども支援センター「もくば」
3	川湯保育園
4	認定こども園ましゅう
5	にこにこクラブ（弟子屈小）
6	わんぱくクラブ（川湯小）

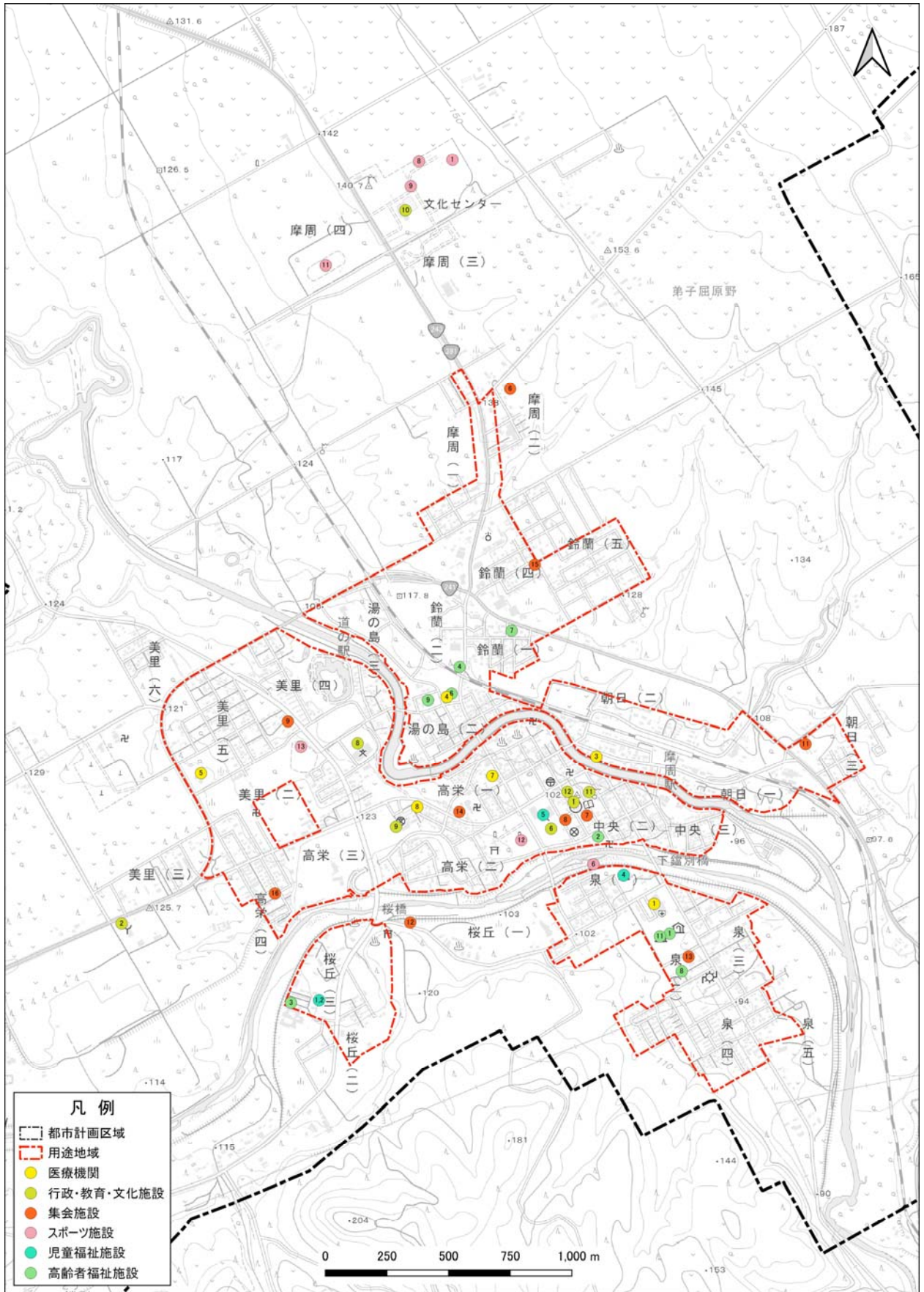
●集会施設	
1	川湯ふるさと館
2	奥春別交流センター
3	屈斜路研修センター
4	川湯農村センター
5	弟子屈町林業多目的センター
6	摩周自治会館
7	勤労者会館
8	中央会館
9	美羅尾ヶ丘会館
10	美留和会館
11	日の出旭地区集会所
12	鑑別温泉桜町会館
13	泉ふれあいセンター
14	高栄会館
15	すずらん丘会館
16	みはらし台会館

●行政・教育・文化施設	
1	弟子屈町役場
2	釧路北部消防事務組合弟子屈消防署
3	美留和小学校
4	和琴小学校
5	川湯小学校
6	弟子屈小学校
7	川湯中学校
8	弟子屈中学校
9	弟子屈高等学校
10	釧路圏摩周観光文化センター・更科源蔵文学資料館・弟子屈町郷土資料館「蔵」
11	弟子屈町図書館
12	弟子屈町公民館
13	弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館
14	大鵬相撲記念館
15	川湯ビジターセンター

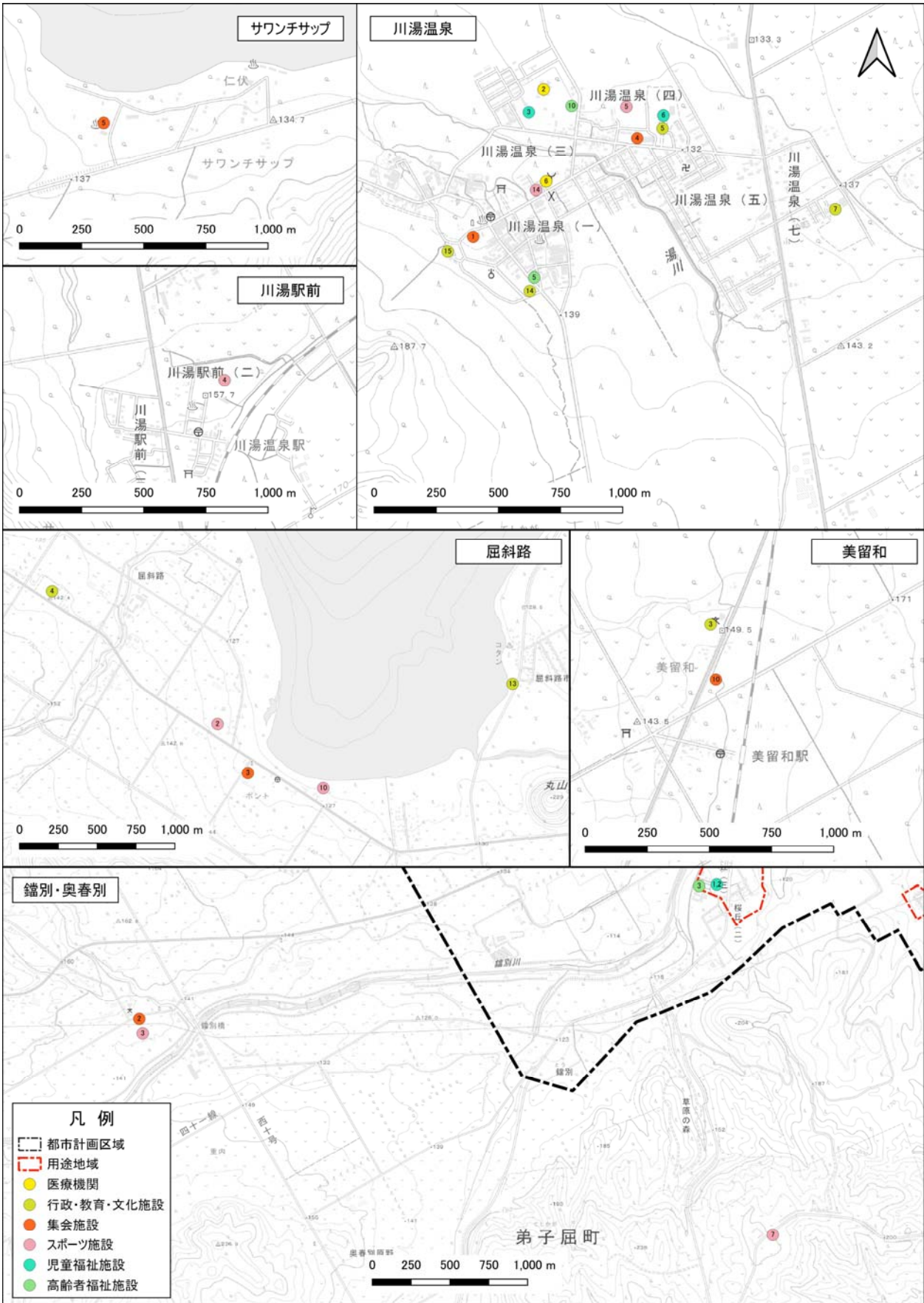
●スポーツ施設	
1	摩周運動公園ソフトボール場
2	屈斜路パークゴルフ場
3	奥春別パークゴルフ場
4	川湯駅前パークゴルフ場
5	川湯温泉パークゴルフ場
6	鑑別河川敷パークゴルフ場
7	900 草原パークゴルフ場
8	シルバースポーツハウス
9	摩周運動公園
10	屈斜路ウォータースポーツ交流公園
11	町営スピードスケート場
12	弟子屈町修武館
13	弟子屈町営野球場
14	弟子屈町川湯室内温水プール

●高齢者福祉施設	
1	町立養護老人ホーム倅和園
2	弟子屈町社会老人福祉センター
3	弟子屈町デイサービスセンター
4	訪問介護ステーションひかり
5	ヘルパーセンター「ケアサポートまつやま」
6	デイケアセンターたこ八・訪問リハビリステーション
7	グループホームあったか家
8	てつなぎ工房・てつなぎ荘
9	グループホーム家路
10	森の家 訪問介護事業所
11	特別養護老人ホーム摩周

【主な公共公益施設位置図①】



【主な公共公益施設位置図②】



2-3 交通

(1) 鉄道

弟子屈町内にはJR釧網線が南北に走っており、摩周駅を発着する便は通勤通学時間帯を中心に上下7本ずつ運行されており、弟子屈町外に至る唯一の交通手段となっていますが、JR北海道では維持困難な路線の対象としています。

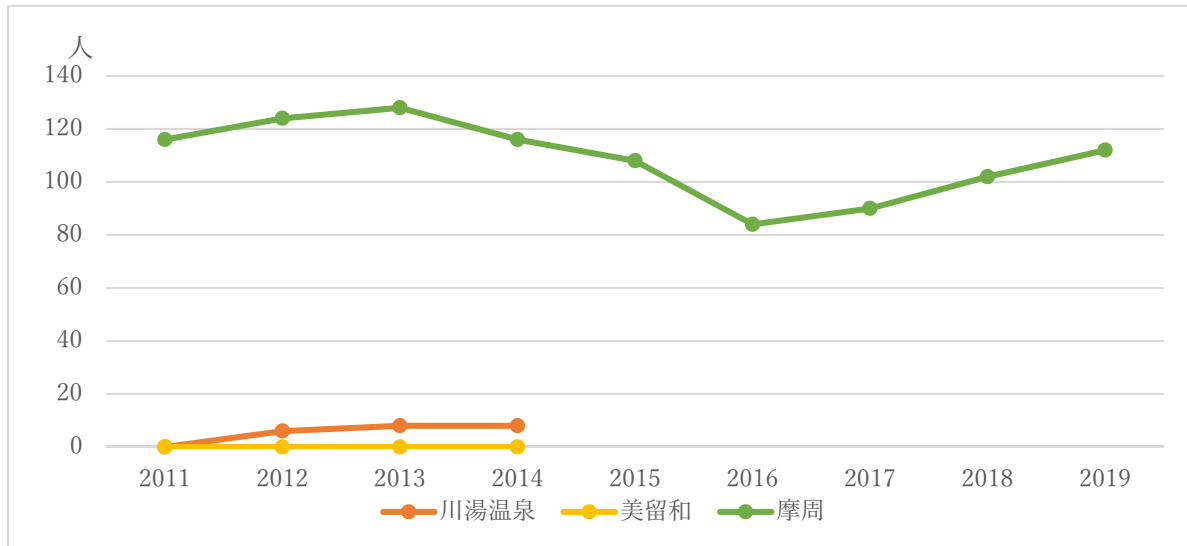
・運行状況

行き先	摩周駅発	便数
網走方面	始発7:25～最終20:10	5便/日、2～3時間毎
釧路方面	始発5:43～最終20:55	7便/日、朝3便、昼1便、夜3便

・町内各駅乗降客数（川湯温泉、美留和の2015年以降のデータはなし）（人/日）

駅名\年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
川湯温泉	0	6	8	8	—	—	—	—	—
美留和	0	0	0	0	—	—	—	—	—
摩周	116	124	128	116	108	84	90	102	112

資料：JR北海道



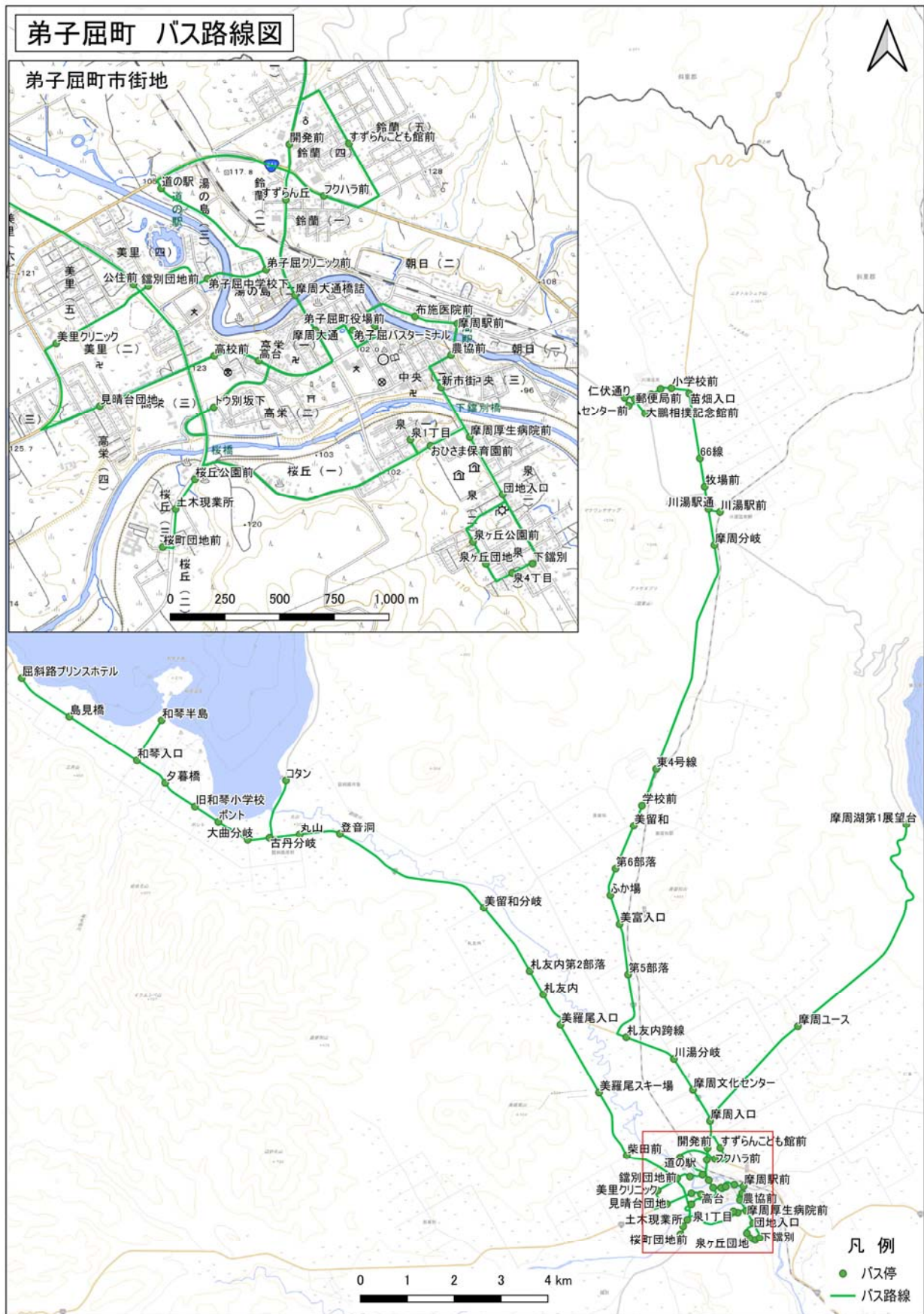
(2) バス

町内には阿寒バスが5路線（弟子屈市内線、摩周線、美留和線、屈斜路線、川湯線）運行しています。川湯線は、川湯温泉駅を発着し、他の4路線が弟子屈市街地を発着しています。

・路線バス（阿寒バス）

路線名	発着 ~ 経由 ~ 発着	出発：便数	出発：便数
弟子屈市内線	桜町団地～泉ヶ丘団地～桜町団地	桜町団地：4便	
	桜町団地～泉ヶ丘団地～摩周営業所	桜町団地：1便	摩周営業所：1便
美留和線	摩周営業所～美留和～川湯温泉	摩周営業所：3便	川湯温泉：3便
屈斜路線	摩周営業所～札友内～和琴半島～コタン	摩周営業所：2便	和琴半島：2便
摩周線	摩周営業所～道の駅～摩周湖第1展望台	摩周営業所：2便	摩周湖第1展望台：2便
川湯線	川湯温泉駅～川湯温泉街(大鵬相撲記念館前)	川湯温泉駅：6便	大鵬相撲記念館前：7便

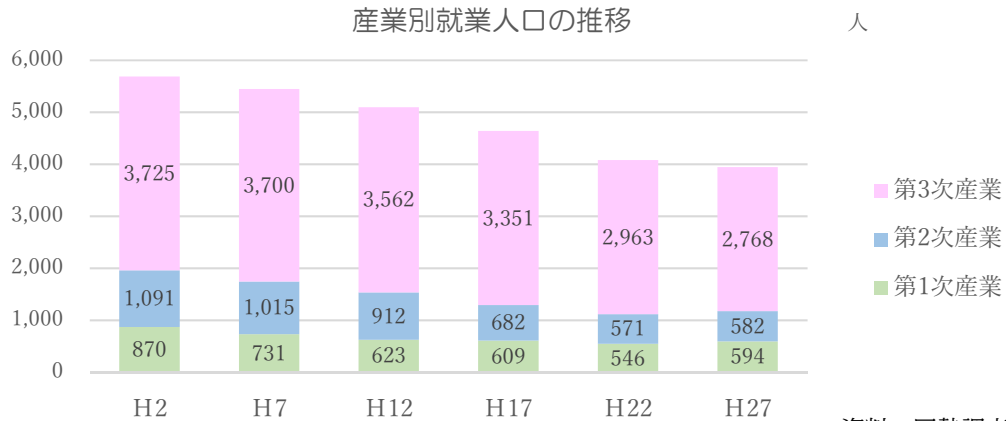
資料：阿寒バス（令和3年度）



2-4 経済

(1) 産業別就業者の推移

産業別就業人口は人口減と相まって減少しており、平成2年から平成27年までの推移では、第1次産業で約32%の減少、第2次産業で約47%の減少、第3次産業で約26%減少となっており、特に第2次産業の減少率が大きくなっています。

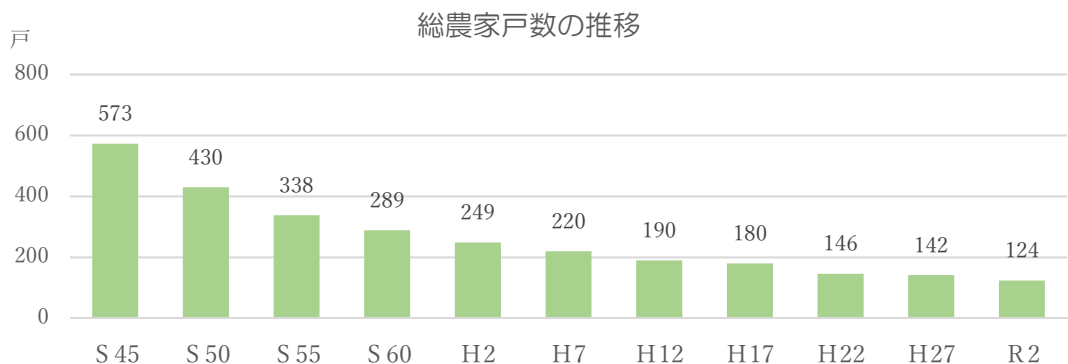


(2) 農業等の現状

農業は、観光とともに弟子屈町の基幹産業ですが、農家戸数は年々減少しており、昭和45年の573戸から令和2年においては124戸にまで減少しています。

町の北部が畑作経営、中部及び南部が乳牛を主体とした酪農経営となっており、畑作は馬鈴薯、てん菜、小麦を中心に生産されています。また、土づくりや高収益作物の栽培等の研究により、「摩周メロン」や「摩周そば」がブランドとして定着しています。

林業は、安価な輸入木材使用の影響から国有林野の生産材が減少しており、林業就業人口も減少している状況にありましたが、最近の輸入材価格の高騰により、全国的に国内生産材の消費量が増加に転じている状況にあります。

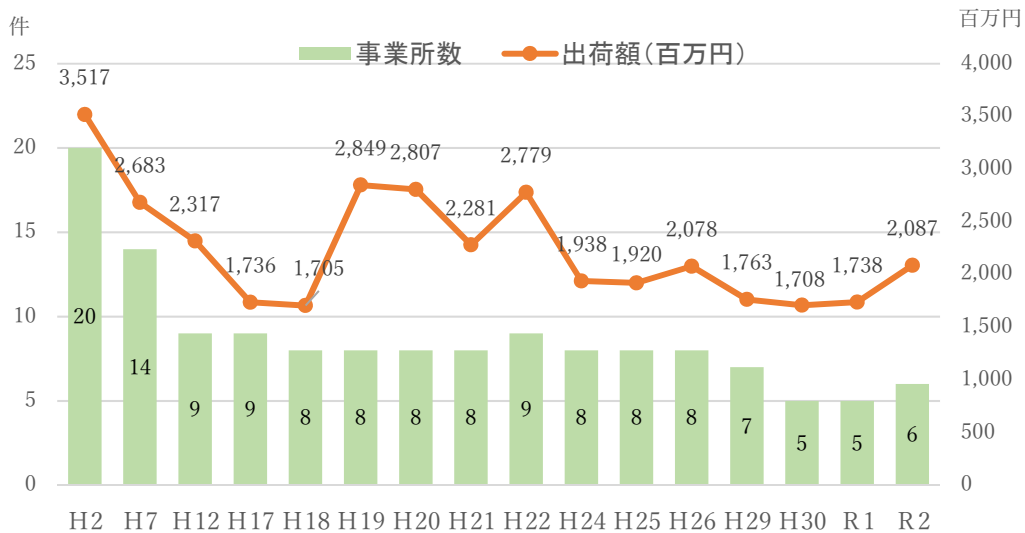


(3) 工業の現状

工業については、事業所数は減少傾向にあります。出荷額に関しては平成30年から令和2年にかけて増加しています。令和2年と平成2年のデータと比較すると、事業所数は20から6と1/3以下にまで減少しており、出荷額は約35億から約21億と約60%にまで減少しています。

業種的には建設業が多い状況であり、労働力の流出、技能労働者の高齢化などの問題を抱えています。また、製造業においては、食料品・木材・土石製造などが中心となっています。

事業所、出荷額の推移



資料：工業統計調査

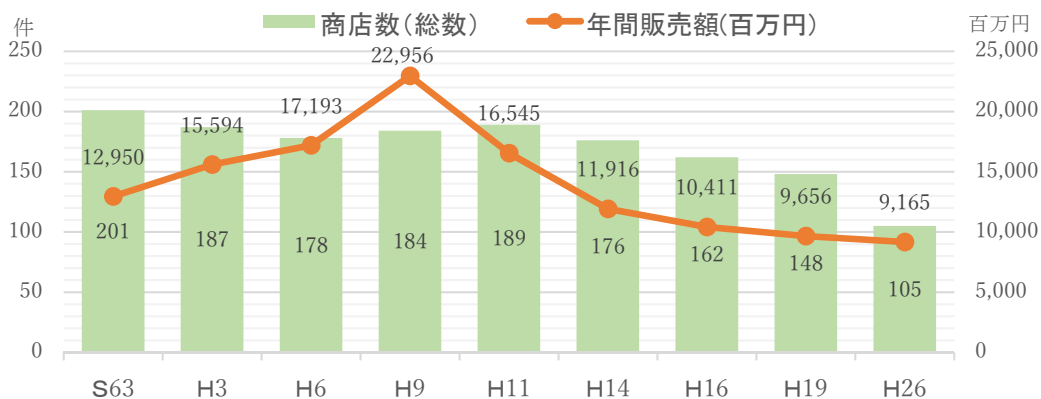
(4) 商業の現状

本町の商業は、概ね摩周地域と川湯地域にて営まれており、観光地という特性から地域住民と観光客をターゲットとした経営戦略や時代のニーズへの対応等が求められています。

商店数・年間販売額ともに減少しており、特に、弟子屈市街地は、商店街に商店と民家が混在し、空き家・空き店舗が商業機能の集積を阻害している状況にあります。

平成26年調査では、商店数（総数）は105、年間販売額は約92億円となっており、昭和63年調査との比較では、商店数は約半分に、年間販売額は約70%にまで減少しています。

商店総数、年間販売額の推移



資料：商業統計調査

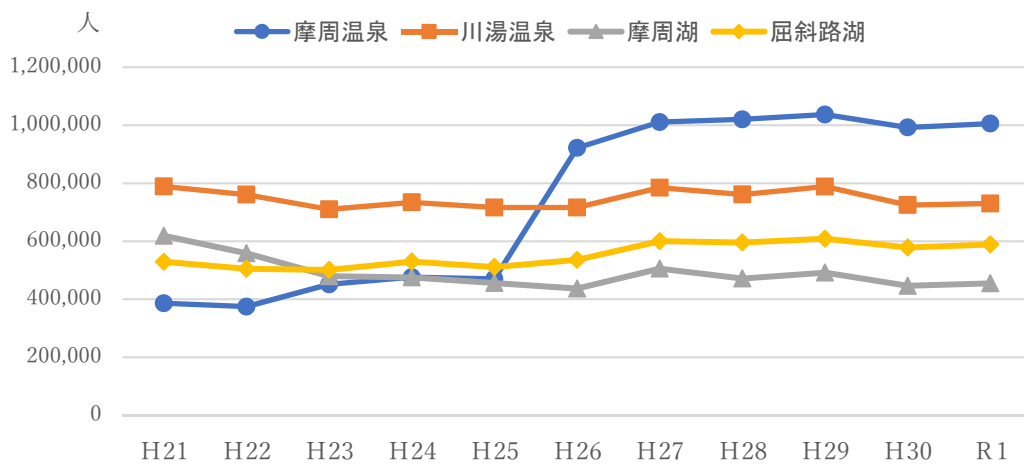
(5) 観光の現状

弟子屈町は、摩周湖、屈斜路湖、硫黄山、美幌峠など優れた景勝地や、川湯・摩周・和琴などの温泉地に恵まれた全国屈指の観光地であり、観光が基幹産業の一つとなっています。

近年の入込客数をみると、道の駅再整備により平成26年以降摩周温泉の入込客数が増加している一方、川湯温泉、摩周湖、屈斜路湖の入込客数は概ね横ばいの状況となっています。しかしながら、より長期的な期間で見ると、減少傾向にあります。

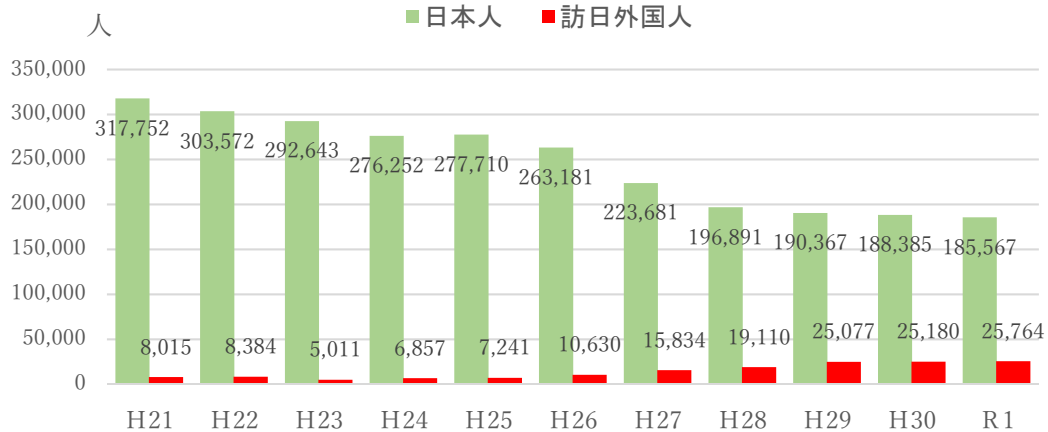
宿泊者延数全体は減少しており、令和元年は平成21年のおよそ2/3程度となっています。また、日本人の宿泊者延数が減少する一方で、訪日外国人の宿泊者延数は増加していましたが令和2年からのコロナ禍により、世界的に旅行者が減少しており、その回復が待たれています。

入込客数の推移



資料：弟子屈町観光データ

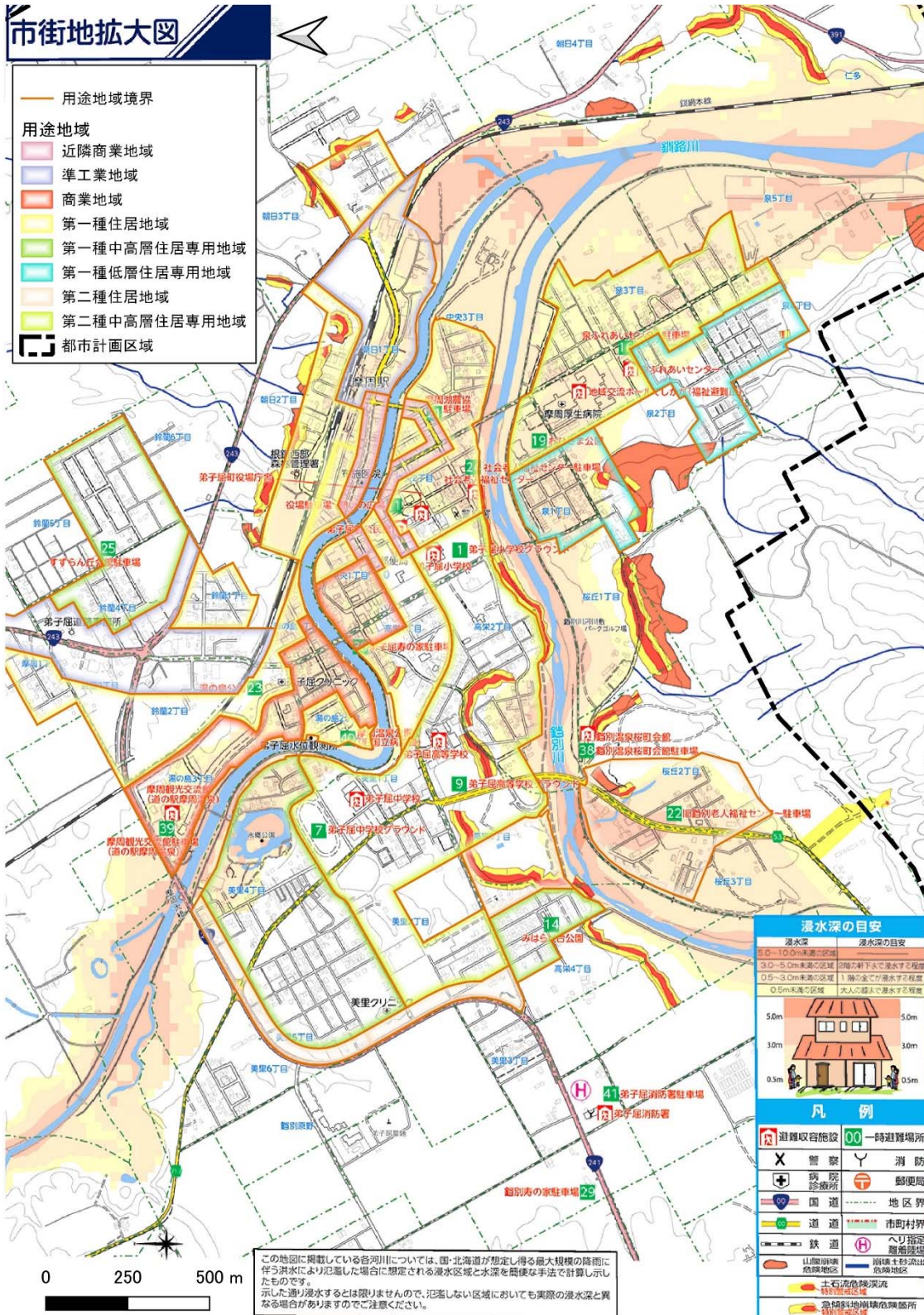
宿泊者延数の推移



資料：弟子屈町観光データ

2-5 都市防災

市街地に釧路川と鑑別川が流れており、広範囲に浸水想定区域となっています。
また、急傾斜地崩壊危険箇所が住宅地の一部にかかっています。



資料：弟子屈町ハザードマップ、国土交通省

3 上位・関連計画

3-1 上位計画

(1) 第6次弟子屈町総合計画

弟子屈町の総合かつ計画的なまちづくり計画であり、目指すまちの将来像や基本目標、主要施策などを総合的・体系的にまとめた、各種行政計画の最上位に位置づけられる計画。令和4年3月に策定。

■計画期間 令和4(2022)年度～令和11(2029)年度 8年間

■基本理念 全ての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり

■将来像

「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

■基本目標

基本目標1	環	人と自然が共生する 夢づくり
基本目標2	活	活力・活気・雇用を生み出す 夢づくり
基本目標3	暮	誰もが安心して暮らせる 夢づくり
基本目標4	育	豊かな心を育て、文化を大切にする 夢づくり
基本目標5	人	行動する人を育てる 夢づくり
基本目標6	公	誰でも参加することができる 夢づくり

■土地利用の方針

本町の「自然」と「景観」を守ることを基本に、以下の方針を設定。

市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> まちなかでの居住性の向上を推進するため、用途地域を定期的に見直し、快適に暮らせる定住環境の形成を進めるとともに、移住・定住の促進を図ります。 効率的な社会基盤の整備により都市機能を高め、公共施設、福祉施設等の機能の集積化を進め、コンパクトシティ化を推進します。
集落的地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した個性ある暮らしやすい集落づくりに向け、地域住民との協働により集落整備を進めます。 遊休地等の利用を促進し、移住・定住の誘導を図ります。
商業地域	<ul style="list-style-type: none"> 既存の商業店舗の活性化と、新たな事業を起業しやすい土地利用の弾力化により、活力ある商店街や商業地域づくりを進めます。 郊外型の商業施設に対しては、景観形成と一体となった施設整備を促進します。
工業地域	<ul style="list-style-type: none"> 企業や事業所の進出を促進する、誘致地域の整備を推進します。
農業地域	<ul style="list-style-type: none"> 安定した農業経営の実現や新規就農者の支援を図るため、離農予定地や遊休地などの効率的な活用や生産基盤の整備を進めます。 ゆとりある住環境の整備を促進するなど、農業と住環境が調和した農村定住を進めます。
森林・原野地域	<ul style="list-style-type: none"> 森林や河川などの自然環境に配慮しながら、住民や観光交流客が森林や水辺に親しめる空間を創出します。 森林の保全と造林を進めます。 本町の自然・景観の保護の観点から適切な利用に向けた取り組みを行います。
観光交流地域	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と優れた景観を生かした観光推進地域の充実を図ります。

■施策の大綱

都市環境に直接的に関係する基本目標1「人と自然が共生する 夢(まち)づくり」のうち、特に市街地整備に関連性の高い施策を以下に示す。

基本目標1「人と自然が共生する 夢(まち)づくり」		
1	環境保全の推進	⑤ 景観保全の推進と公園の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 統一感を持った景観づくり ▪ 公園施設の整備と活用
2	生活環境の充実と向上	① 防災対策と強靱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 防災対策の推進 ▪ 耐震化の促進と危険家屋の管理
3	環境と共生する基盤の整備	① 市街地整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 魅力的で暮らしやすい街並み形成 ▪ 中心市街地の再構築による地域商工業の振興 ② 道路の利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国道・道道の整備促進と充実 ▪ 生活道路の充実 ③ 住宅環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公営住宅建替及び住環境改善の推進 ▪ 住み良い住宅づくりの推進 ▪ 空き住宅等の管理と有効活用 ④ 上水道と温泉の保全 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 水道水の安定供給 ▪ 温泉の安定供給 ⑤ 下水道整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公共下水道施設の更新及び整備 ▪ 合併処理浄化槽の整備促進 ⑥ 公共交通の維持 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 生活交通機能の維持 ▪ JR釧網線の維持促進

■重点プロジェクト（前期実行計画）

5つの重点プロジェクトのうち、「まちづくり」プロジェクトについて、主に市街地環境の整備等に関する施策の概要、推進事業を以下に示す。

1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト		
施策1. 統一感を持った景観づくり		
■ 街並み景観の統一に向けた、市街地における景観に配慮した建築物の整備促進	○ 景観改善事業	
2 川湯温泉街再生プロジェクト		
施策1. 川湯温泉街の再整備		
■ 川湯温泉街の再整備に向け、国立公園満喫プロジェクトに基づく廃ホテルの解体促進や、宿泊施設（ホテル）の誘致。	○ 川湯温泉街の再整備事業	
3 中心街再構築プロジェクト		
施策1. 中心市街地の再構築による地域商工業の振興		
■ 中心市街地へのコンパクトシティ化を進めるため、誘導施設となる新複合施設の整備。	○ 新複合施設整備事業	
■ 住民及び観光客を市街地に誘導する仕組みづくり。	○ 中心市街地エリアマネジメント事業	
施策2：域内消費の推進		
■ 町内店舗や商店街、街並みの改善により、地元での消費購買による地域内経済の循環の促進。	○ 空き店舗活用促進事業	
■ コミュニティビジネスなどの育成に向け、チャレンジショップ等の起業や出店体験しやすい環境の整備。	○ 企業振興促進事業	

(2) 弟子屈都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の基本的な方針であり、通称「区域マスタープラン」と呼ばれる。

- 決定・告示 : 令和2年10月30日決定 道告示第671号
- 目標年次 : 令和12年(2030)
- 範囲 : 弟子屈都市計画区域: 弟子屈町 行政区域の一部 約3,192ha
- 都市づくりの基本理念

【都市の現状と課題】

- ・千島火山帯に属する高原地帯であり、摩周湖、屈斜路湖やアトサヌプリを擁する豊かな自然環境に恵まれている。
- ・近年、郊外部においては、農林業の取り巻く厳しい情勢から、離農や森林伐採による原野化が進むとともに、温泉資源に着目した一般住居や別荘等の建設が増えている。
- ・一方市街地では、誰もが安心して住める住宅の供給や公営住宅ストックの有効活用を通じ、多様なニーズに対応した住宅・住宅地づくり等、良好な住環境を保ったコンパクトな市街地形成を図ることが、今後の課題となっている。

【都市づくりの理念】

今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

- 区域区分の有無 : 区域区分無し(非線引き都市計画区域)
- 主要な都市計画の決定方針

○土地利用の方針

- ・人口の減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。
- ・泉地区は、子育て世帯から高齢者まで安心して生活できる住環境の形成を重点的に進める。
- ・水郷緑地については、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であるとともに、様々な野生生物の生息環境を支える貴重な緑地であり、今後も適正に保全を図る。
- ・集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。
- ・災害発生の可能性のある地区は、市街化を抑制し、緑の保全や緑化の促進に努める。
- ・市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地等、豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台地及び河川敷地については、今後とも良好な自然環境の保全を図る。
- ・美里地区、日の出地区及び摩周地区の用途白地地域にある既存集落のうち、用途地域に隣接し、市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、農林業と調整を図った上で用途地域を定めることとし、その他の地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

○交通施設の方針

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。

- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・弟子屈町では、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網の維持、インバウンドに対応した公共交通の確保等の検討を行うこととしており、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通広場等における交通結節点の利便性向上及び機能強化に努める。
- ・人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

○下水道・河川の方針

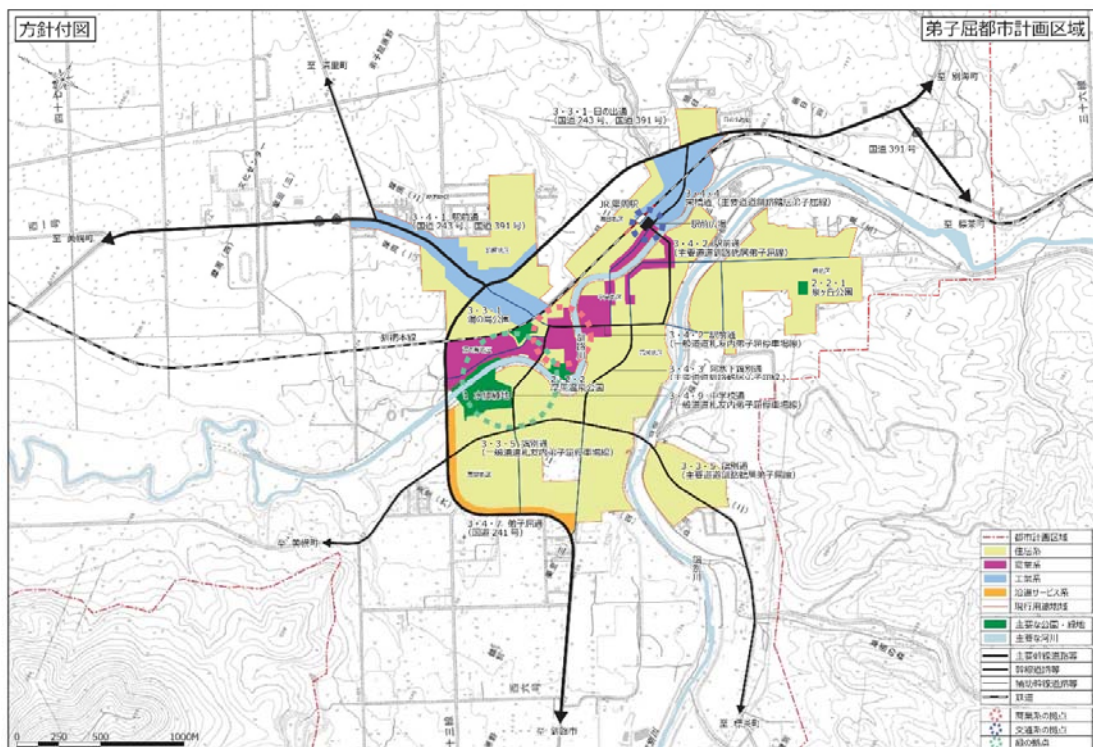
- ・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。また、市街地における浸水被害の解消のため雨水整備を促進する
- ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

○その他の都市施設

- ・弟子屈火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理により、その機能の維持を図る。

○自然的環境の整備・保全に関する決定方針

- ・都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。
- ・都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。
- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。
- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園緑地等の都市施設や特別緑地保全地区、風致地区等の地域地区として定める。



3-2 その他の関連計画

○第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略

新型コロナウイルス感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出や、地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進の方向性を踏まえ、本町の喫緊の課題の解決に向けた第2期の創生戦略。※令和4年3月策定

■第2期人口ビジョン

・将来展望人口（令和2年国勢調査結果に基づく算出）

子育て支援の重点化や雇用の場の増加等、自然減・社会減に対する各種取り組み強化により、本町の総人口の将来展望を、令和27(2045)年では4,683人、令和(2065)年では3,456人と推計。

■第2期まち・ひと・しごと創生戦略

- ・計画期間：令和4(2022)年度から令和7(2025)年度 4年間
- ・基本方針：全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり
- ・重視する視点：①「関係人口」創出・拡大の取り組み
②SDGsと「連動」した取り組み
③感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出

○公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための計画であり、平成28年3月に策定

■計画期間 40年間（10年ごとに見直し）

■公共施設等の管理に関する基本的な方針

- 【基本方針1】施設総量の圧縮（施設維持から機能維持へ）
- 【基本方針2】必要施設の長寿命化、改修等の推進
- 【基本方針3】まちづくりや住民生活向上につながる機能の確保
- 【基本方針4】国・道・近隣自治体等との連携

○弟子屈町住生活基本計画

■計画期間 令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間

■基本理念ゆとりと潤いのある空間の中で安心して暮らしつづけられる居住環境を形成する

■基本目標と展開方向・主な施策

基本目標1 誰もが安心して暮らせる住まいの実現

基本目標2 多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの形成

基本目標3 ゆとりと潤いのある居住環境の形成

○弟子屈町公営住宅等長寿命化計画

■計画期間 令和3年度から令和12年度（住生活基本計画と同じ）

■計画の対象

弟子屈町が管理している14団地、111棟、599戸（公営：105棟・557戸、改良：5棟・30戸、特公賃：1棟・12戸）と、これらの団地に付属する共同施設

■計画期間における事業手法別戸数

団地ごとに、「修繕対応」「個別修繕」「建替」「用途廃止」の事業手法を設定しており、目標年次における管理戸数は417戸と想定されている。

○弟子屈町地域防災計画

災害対策基本法に基づき、弟子屈町防災会議が作成する計画であり、弟子屈町の地域に係る防災に関し、住民の生命、身体・財産等を災害から保護するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策に関する総合的かつ基本的な事項を定めた計画であり、令和2年2月に改正。

1 地震に強いまちづくりの推進

北海道指定の『地震時に通行を確保すべき道路』に加え、役場庁舎・公民館・社会老人福祉センター・弟子屈警察署等の防災拠点をネットワークとする『町道弟子屈東2丁目線』及び『鑑別川左岸川沿線』を、新たに地震時に通行を確保すべき道路として位置づけ、沿道の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努める。

○弟子屈町強靱化計画

基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画。防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の関連施策と連携しながら、弟子屈町における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画であり、令和3年3月に策定。

■計画期間 令和3年度(2021)～令和7年度(2025) 5年間

- 計画の目標
- ① 大規模自然災害から町民の生命・財産と弟子屈町の社会経済システムを守る
 - ② 弟子屈町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
 - ③ 弟子屈町の持続的成長を促進する

○地域公共交通網形成計画

地域特性及び社会経済情勢に対応する持続可能な公共交通体系の構築に向け、地域ぐるみで、公共交通網形成の取り組みを推進するための計画であり、令和元年6月に策定。

■計画期間 令和元(2019)年度～令和5(2023)年度

■基本方針 環境にやさしく、生活交通と観光交通が一体となった地域公共交通体系の構築

■目標と施策

方針1	住み慣れた地域に暮らし続けることができる移動手段の確保
目標	「通勤・通学・買い物・病院への通院などの移動の利便性」の満足度の向上
方針2	観光やまちづくりと連携した地域公共交通の活性化
目標	人口減少率を下回らない路線バス乗車人数の確保 摩周湖バスの乗車人員の倍増
方針3	地域公共交通利用促進・活性化に向けた情報発信等の強化
目標	地域公共交通関連情報の広報誌掲載回数の増(隔月掲載の実施) バスの乗り方教室体験乗車会の開催(年1回実施)

○弟子屈町観光振興計画

豊かな自然や人々の暮らしなど、町の魅力を守り続けるための一つ的手段として観光産業が重要である現状や、弟子屈町らしい「持続可能な観光のあり方」の指針を共有し、町民と行政が共通認識を持つことで、様々な取り組みを進める事を目標とし、令和4年4月に策定。

■計画期間 令和4(2022)年度～令和11(2029)年度

- 観光ガイドライン：①世界基準に則した持続可能な観光地となれる
- ②世界中のお客さまから「選ばれる観光地」に
 - ③弟子屈の自然・文化を次世代にも継承
 - ④SDGsの流れにも対応し、住んでよし・訪れてよしの観光地に

○第2次弟子屈町環境基本計画

弟子屈町環境基本条例の4つの基本方針「地球環境の保全・自然環境の保全・生活環境の保全・環境教育の推進」を具現化し、環境保全等に関する取組を推進するための計画であり、平成31年3月に策定。

■計画期間 平成31（2019）年度～令和10（2028）年度

■基本理念 ①共生 ②循環 ③協働

■基本目標

基本目標
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成 ・自然と共生し育む環境の形成 ・安全で快適な環境の形成 ・豊かな心を育てる環境の形成

○弟子屈町景観計画

景観に関する現状及び町民の意向を踏まえつつ、景観に関する基本的な方向性・考え方を取りまとめたもので、弟子屈町の観光や農業といった地域産業や人々の暮らしを支え、多様な主体がビジョンを共有しながら「弟子屈らしい景観形成」に取り組むための指針として、令和4年（2022年）6月に策定。

■基本方針

- (1) 世界に誇れる自然景観の保全
- (2) 広がり印象的な田園景観づくり
- (3) 釧路湿原につながる自然豊かな水辺景観づくり
- (4) 国立公園のまちにふさわしい市街地の景観づくり
- (5) 訪れた人に感動を与える沿道景観づくり

○弟子屈町中心市街地再構築基本計画

中心市街地を交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を検討するための弟子屈町中心市街地再構築全体構想（令和2年3月策定）を踏まえ、基本構想を具体化し、今後の事業化に向けた具体的な方針や条件を定めた計画であり、令和3年3月に策定。

■基本的な方向性・基本理念

- ① 全ての町民、特に弟子屈町の若者や子育て世代が弟子屈町に誇りと希望を持ち、弟子屈町に暮らすことが楽しいと思える場を提供する
- ② 弟子屈町の地域資源を最大限に生かすことで、町民、町外の方、観光客等が「交流」し、かつ弟子屈町を「知る」ことができる場を提供する
- ③ 経済性に十分配慮し、持続可能な運営・経営を行うことで、将来に負担を残さない



中心的な機能として「温泉」を据える

■施設及び運営の基本方針

- 3つの公共施設（温浴施設、プール、図書館）の組み合わせによる相乗効果の発揮
- 若者や子育て世代の利用の促進、観光客などの利用も見据えた施設計画と運営計画
- 実現すべき姿『人々を惹きつけ、一日過ごせる居場所を作り、コミュニティの醸成や友人との大切な時間、学び・気づきの獲得を実現するとともに、地域の経済活動を活性化し、外貨獲得にも資すること』のために、「集まる」「出会う」「遊ぶ」「憩う」を主たる機能として設定

■施設整備に関する方針

- 対象地 : 中心市街地の中心に位置する「営林署跡地」

4 現計画の評価

4-1 評価基準

弟子屈町では平成15年に20年後の令和4年を目標とした都市計画マスタープランを定め、平成22年に中間見直しを行い、町の施策に反映して来ました。今回の改訂に伴い現計画の実施状況等の確認・取組成果を下表により評価し、新たな計画への判断材料とするものです。

評価区分判定表

【評価の区分】	【評価の内容】	
	定量的な基準値や目標値	最新の都市計画等の方向性や、関連施策の実施状況
■評価できる (達成されている、取り組んでいる)	現段階での乖離は無い	記述内容と現状※に乖離がない
■概ね評価できる (概ね達成されている、部分的に取り組んでいる)	若干の乖離はみられるが許容範囲と言える	記述内容と現状に多少乖離があるが、全体に影響がない
■あまり評価できない (あまり達成されていない、あまり取組が進んでいない)	少なからず乖離が見られこのままでは支障をきたす	記述内容と現状に乖離があり、全体に影響の出る可能性がある
■評価できない (達成されていない、取組が進んでいない)	すでに乖離が著しく、見直しが必要	記述内容と現状に乖離が大きい

※現状：最新の総合計画、整開保、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況等

4-2 評価結果

現計画の実施等状況について、「評価できる」及び「概ね評価できる」を合わせて88%については取り組みに着手するなど、概ね成果が見られると言えますが、「あまり評価できない」及び「評価できない」合わせて12%については現状を勘案した、見直し検討が必要だと言えます。

評価の区分	件数	割合	主な施策評価
■評価できる	12	26%	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地整備の基本目標」8項目の内、4項目が該当。 ・「土地利用の方針」10項目の内、2項目が該当。 ・「交通体系の整備方針」4項目の内、1項目が該当。 ・「景観形成の方針」は評価できる。 ・「水と緑の方針」5項目の内、1項目が該当。 ・「都市防災の方針」4項目の内、1項目が該当。 ・「快適な居住空間形成ゾーンの整備方針」3項目の内、2項目が該当。
■概ね評価できる	29	62%	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地整備の基本目標」8項目の内、3項目が該当。 ・「土地利用の方針」10項目の内、5項目が該当。 ・「交通体系の整備方針」4項目の内、2項目が該当。 ・「水と緑の方針」5項目の内、4項目が該当。 ・「その他の都市施設等の整備方針」6項目全部が該当。 ・「都市防災の方針」4項目の内、3項目が該当。 ・「福祉のまちづくりの方針」が該当 ・「快適な居住空間形成ゾーンの整備方針」3項目の内、1項目が該当。 ・「計画の実現に向けて」4項目全部が該当。
■あまり評価できない	4	8%	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地整備の基本目標」8項目の内、1項目（拠点形成）が該当。 ・「土地利用の方針」10項目の内、2項目（全体の土地利用方針、各地区の土地利用方針）が該当。 ・「交通体系の整備方針」4項目の内、1項目（道路施設の整備目標）が該当。
■評価できない	2	4%	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地利用の方針」10項目の内、2項目（将来市街地の範囲の設定、用途転換に関する方針）が該当。

※詳細は資料編を参照

5 課題

5-1 上位計画からの方向性

上位計画で示されている、将来像や目標等からまち（都市）づくりの方向性を整理します。

第6次弟子屈町総合計画

●将来像:「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

●まちづくりの基本目標(SDGsの掲げる17の目標の実践)

- 1:人と自然が共生する 夢づくり
(環境保全の推進、生活環境の充実と向上、環境と共生する基盤の整備)
- 2:活力・活気・雇用を生み出す 夢づくり
(基幹産業のさらなる強化、雇用を支える産業力の向上)
- 3:誰もが安心して暮らせる 夢づくり
- 4:豊かな心を育て、文化を大切にす 夢づくり
- 5:行動する人を育てる 夢づくり
- 6:誰でも参加することができる 夢づくり

弟子屈都市計画 整備、開発及び保全の方針

- ・住民が誇りとする地域文化やコミュニティを育み、住んで楽しい、訪れて楽しいまちづくり
- ・まち独自の水と緑の良好な景観そのものが財産となるような美しい街並みの形成
- ・花や緑で囲まれゴミのない綺麗な景観づくり等、住んでいる人も訪れた人もそれぞれが好印象を受ける快適な都市環境を、住民と行政が協働して育てる意識の向上、これらを踏まえ、
- 今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

第2期でしかが まち・ひと・しごと創生戦略

- 基本方針
“すべての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり”
- 重視する視点
 - ①「関係人口」創出・拡大の取り組み ②SDGsと「連動」した取り組み
 - ③感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出
- プロジェクトの推進
 - ①「まちづくり」プロジェクト
 - ①-1 自然と共生した景感(景観)形成プロジェクト
 - ①-2 川湯温泉街再生プロジェクト
 - ①-3 中心街再構築プロジェクト
 - ②「ひとづくり」プロジェクト ③「しごとづくり」プロジェクト ④「くらしづくり」プロジェクト
 - ⑤「行財政運営」プロジェクト

これらの上位計画に合わせて“SDGsの17の目標”を踏まえ、まち（都市）づくりの方向性を以下のように整理しました。

- ◎少子・高齢 → 地域で子どもを守りそだてる意識の醸成、高齢者の生活支援の充実、交通弱者対策
- ◎安全・安心 → 多発する自然災害への備え、悪質・凶悪な犯罪対策、コミュニティ維持の担い手育成
- ◎拡大から充実 → 地域資源をいかした基幹産業(観光・農業)の活性化、都市機能等のコンパクト化、地球にやさしい都市構造への転換
良好な自然を取り込んだまちなか景観の形成

5-2 住民意向からの課題

(1) 「町民アンケート」「中高生アンケート」令和3年1月

第6次弟子屈町総合計画策定にあたり、まちづくりの施策、行政運営等に対する住民の評価や意向を把握するために実施されたアンケート調査において、町の取り組みのうち「重点化領域」(満足度が低く、重要度が高い)に分類され、かつ都市計画に関係が深い項目(赤字)から課題を抽出します。

重点化領域に分類された項目	町民	中高生
2 周囲の自然環境と調和する街並み景観の整備	○	
8 地域の特産品、お土産などの開発	○	
9 地域資源などの活用による起業の支援	○	
10 市場性の高い新作物や加工品の研究開発	○	
11 通年雇用型の企業の誘致	○	
12 若者が働ける職場づくり	○	○
13 既存企業の育成・振興	○	
14 地元農産物の販売環境	○	
15 地域密着型の安心できる商店の育成	○	
16 買い物にしやすい商店街の環境づくり	○	○
17 町民と連携した地産地消への積極的な取り組みの推進	○	
18 温泉保養やスポーツを生かした宿泊や滞在型観光の推進	○	○
20 サービスの向上など魅力ある宿泊施設づくり	○	○
22 医療施設の診療科目、救急体制の整備	○	○
26 自立支援や在宅介護など障がい者(児)福祉制度の充実		○
27 子どもを安心して産み育てるための保険医療の充実	○	○
30 子育てしやすいまちづくりの推進		○
33 観光のまちにふさわしい街並み、景観の整備	○	○
34 公園、子どもの遊び場、散策路の整備		○
37 通勤・通学・買い物・病院への通院などの移動の利便性	○	○
39 学校施設の整備		○
47 人材育成の推進	○	
60 財政の健全化	○	

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 景観計画に基づくまちづくり
- ◎ 買い物、公園、子育てなど居住環境の向上検討
- ◎ 公共交通機関の利便性向上の検討
- ◎ 人材育成の推進
- ◎ 財政の健全化

(2) 「まちづくり町民会議に基づく弟子屈町への提言書」令和3年10月

令和3年7月～8月に述べ3回行われた総合計画等の策定のためのまちづくり町民会議より、「だれもが夢を持って働ける町づくりを!」「特色ある教育環境づくりを!」など、21項目について提言されており、本計画に関係する箇所から課題を抽出します。

グループA

- だれもが住みやすい町づくり
 - ・子育て支援と遊具施設の整備・インフラ整備（宿泊・JR・バス）・住環境の整備・確保
- だれもが参加したくなる地域づくり
 - ・若手の自治会への参入（多世代による構成）・地域ぐるみでの子育て（見守り）
- うつくしい町づくり
 - ・自然・景観の保護（廃墟・倒木・雑草等の適切な処理）・スクラップ&ビルド

グループB

- （廃屋）空き家のないまちづくり
- 観光と農業の連携
 - *「観光と農業のまち」なのに、現状連携が少ないのは問題
 - ・農泊、農業体験とホテルなどの連携・宿泊業者とつながる機会がない!!（連携できる場づくり）・地産地消する宿泊施設への補助導入など

グループC

- 自然「保護・利用」のルールを作る
 - *環境省と連携
 - ・町内外の人が明確に分かるもの（ルール）、それは国内でも先駆的な利用ルールであるべき）
 - ・湖→既存ルールの周知・ゴミ→町全体での回収システムの構築・フィールド利用→事前申請で国立公園内にテントを張れる等
- 町民の意見を取り入れた中心市街地作りを進める
 - ・読み聞かせルームや音読室、自習室などを備えた新しい図書館・町民も観光客も楽しめる温泉施設・プール・持続可能な維持体制、駐車場問題の解決・町民が利用できるフリースペース、ギャラリーの確保

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 様々なニーズに対応する住環境整備の検討
- ◎ 景観ルールや土地利用規制の検討
- ◎ 空き家の利活用等の検討
- ◎ 雇用の場を確保する基幹産業の連携検討
- ◎ 中心市街地活性化の検討

5-3 現計画からの課題

現計画のうち、「あまり評価できない」「評価できない」と評価された項目については、新たな計画の課題として整理されます。

タイトル	項目	内容
4-3市街地整備の基本目標	(6) 市街地整備の拠点形成	中心市街地の位置付けがなく、 <u>都市機能の集約を図る範囲・内容等を明示する必要がある。</u>
5-1土地利用の方針	①全体の土地利用方針	市街地のコンパクト化の記述がない。また、 <u>未利用地や白地地域の規制方針を明示する必要がある。</u>
	②各地区の土地利用方針	泉地区、鈴蘭地区、摩周地区での用途地域拡大記述は <u>コンパクト化になじまない。</u>
	(2) 将来市街地の範囲の設定	将来人口の見通し等からも、 <u>市街地拡大は想定できない。</u>
	(4) 用途転換に関する方針	湯の島地区の <u>商業未利用地は、解消策として用途転換の必要がある。</u>
5-2交通体系の整備方針	(3) 道路施設の整備目標	都市計画道路の整備率は低い ため、関係機関への要請や、 <u>必要に応じて見直しを検討していく</u> 記述が必要である。

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 中心市街地の明確化
- ◎ 白地地域等の規制検討
- ◎ 用途地域の転換検討
- ◎ 都市計画道路見直し等の検討

5-4 現況からの課題

第1章で整理された都市の現状から、課題の抽出を行いました。

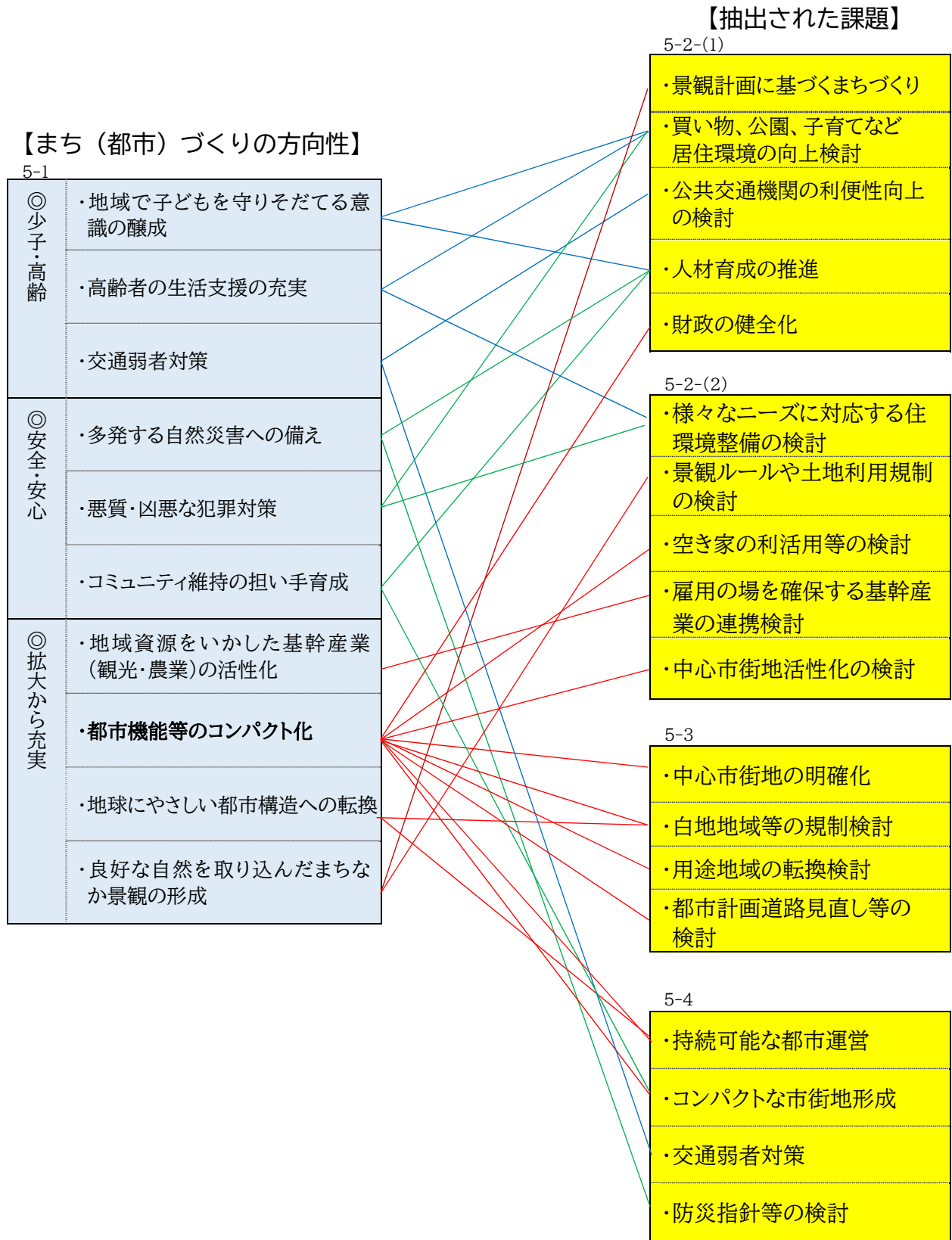
分野	現状と課題
①人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後約 20 年で現人口の 6 割にまで減少 ・ 高齢者率は増加傾向が継続 <p>→市街地人口密度の減少による、生活サービス機能の維持に支障 特定空家の増加による住環境の悪化</p>
②土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内の建物用地面積は 30 年で約 4 倍に増加 ・ 用途地域の縁辺部や幹線道路から離れた地区の未利用地率が高い傾向 ・ 用途地域の縁辺部、にじみだし区域や幹線道路から離れた地区での開発行為 <p>→市街地人口密度の減少による、生活サービス機能の維持に支障のおそれ 郊外部での開発のあり方の検討</p>
③交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 利用者の減少 <p>→公共交通空白地対策</p>
④経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業人口減少、コロナ禍による経済の縮小傾向 <p>→商業サービス機能の維持に支障のおそれ アフターコロナに備えた商業・観光機能の強化</p>
⑤財政	<p>→今後、補助費、扶助費、維持補修費の他、投機的経費の増加</p>
⑥都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザード区域内に居住エリアあり <p>→適切な居住誘導による安全な市街地形成</p>

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 持続可能な都市運営
- ◎ コンパクトな市街地形成
- ◎ 交通弱者対策
- ◎ 防災指針等の検討

5-5 課題の整理

前述までのまとめを以下のフロー図に示します。まち（都市）づくりの方向性のうち、都市機能等のコンパクト化が多数の「抽出された課題」と関連しています。



- ・「抽出された課題」を弟子屈町の具体的な課題として整理・分類し、次のとおりとしました。

【整理・分類された課題】

【都市機能等に関する課題】…都市マス・立地適正化計画

- 高齢者や子育て世代へのサービス機能の充実や、自助・共助の意識醸成。
- 市街地内や川湯・屈斜路地域等を結ぶ鉄道・バスなどの公共交通機関の維持及び利便性向上。
- 財政に見合う持続可能なまちづくりのため、公共施設等の集約・複合化を促進。
- 川湯温泉、屈斜路湖温泉と連携する“摩周温泉がある中心市街地”の再活性化の検討。
- アフターコロナを見据えた雇用の場を確保するため、農業と観光の連携推進。
- 内陸部地震や多発する自然災害への備え。

【都市計画に関する課題】…都市マス

- 中心市街地の明確化と、未利用地や低人口密度地及び白地地域における、今後の取り扱い検討
- 市街地内の都市計画道路の整備推進と長期未着手路線の見直し等の検討
- 誘致距離を勘案した、子どものための公園不足の解消
- 阿寒摩周国立公園と連携した景観形成計画等の策定推進
- 自治会活動等を通したまちづくりへの町民参加の促進